

特許庁委託事業

モロッコの知的財産制度および
その運用に関する調査

2020年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構
ドバイ事務所
知的財産権部

[作成協力]

KISCH IP Attorneys

目次

| | |
|--|----|
| 1. 序 | 5 |
| 1.1 本マニュアルの目的 | 5 |
| 1.2 企業の展望 | 5 |
| 1.2.1 モロッコ経済の概観 | 5 |
| 2. 知的財産に関するモロッコの法律、規則および条約の概要 | 7 |
| 2.1 特許 | 7 |
| 2.1.1 工業所有権の保護に関する法律第 17-97 号(法律第 31-05 号および第 23-13 号により改正)ならびに工業所有権の保護に関する法律第 17-97 号を施行する 2004 年政令第 2-00-368 号(2006 年政令第 2-05-1485 号により改正) ... | 7 |
| 2.1.2 特許性の要件 | 8 |
| 2.1.3 特許不適格な主題 | 10 |
| 2.1.4 植物新品種 | 10 |
| 2.1.5 人体または動物体の治療 | 10 |
| 2.1.6 願書の作成と提出 | 11 |
| 2.1.7 出願の要件 | 17 |
| 2.1.8 出願手続 | 18 |
| 2.1.9 特許付与後 | 23 |
| 2.2 意匠および産業モデル | 30 |
| 2.2.1 工業所有権の保護に関する法律第 17-97 号(法律第 31-05 号および第 23-13 号により改正)ならびに工業所有権の保護に関する法律第 17-97 号を施行する 2004 年政令第 2-00-368 号(2006 年政令第 2-05-1485 号により改正) . | 30 |
| 2.2.2 登録の要件 | 32 |
| 2.2.3 願書の作成と出願 | 34 |
| 2.2.4 関係書類 | 35 |
| 2.2.5 出願手続 | 36 |
| 2.2.6 登録後 | 37 |
| 2.3 商標 | 41 |
| 2.3.1 商標法(工業所有権の保護に関する法律第 17-97 号)および同法施行規則 | 41 |
| 2.3.2 登録の要件 | 41 |
| 2.3.3 願書の作成 | 43 |
| 2.3.4 関係書類 | 46 |
| 2.3.5 出願手続 | 47 |
| 2.3.6 商標登録後 | 48 |
| 2.3.7 商標の取消(登録抹消) | 50 |
| 2.3.8 商標侵害 | 50 |
| 2.4 著作権 | 54 |
| 2.4.1 著作権および著作隣接権に関する法律第 2-00 号 | 54 |
| 2.4.2 著作権保護の対象となる著作物 | 55 |
| 2.4.3 著作権の成立要件 | 57 |
| 2.4.4 著作権の存続期間 | 58 |
| 2.4.5 著作権の所有者 | 58 |
| 2.4.6 著作権侵害の諸形態 | 58 |

| | | |
|--------|--|----|
| 2.4.7 | 著作権侵害に関して提供される救済 | 59 |
| 2.4.8 | 著作権侵害の適用除外 | 60 |
| 2.4.9 | 著作権保護に関するベルヌ条約との関係 | 61 |
| 2.4.10 | 著作権の利用許諾およびそれに関連する形式的要件 | 61 |
| 2.5 | 植物品種の保護 | 62 |
| 2.5.1 | 植物新品種の保護に関する法律 | 62 |
| 2.5.2 | 権利付与の要件 | 62 |
| 2.5.3 | 願書の作成と提出 | 63 |
| 2.5.4 | 関係書類 | 65 |
| 2.5.5 | 申請手続 | 66 |
| 2.5.6 | 権利付与後 | 68 |
| 2.6 | 集積回路の回路配置(トポグラフィ) | 73 |
| 2.6.1 | 工業所有権の保護に関する法律第 17-97 号(法律第 31-05 号により改正・補足) | 73 |
| 2.6.2 | 権利付与の要件 | 73 |
| 2.6.3 | 申請書の作成および提出 | 74 |
| 2.6.4 | 関係書類 | 74 |
| 2.6.5 | 申請手続 | 75 |
| 2.6.6 | 権利付与後 | 75 |
| 2.7 | 営業秘密 | 78 |
| 2.8 | ドメインネーム | 80 |
| 2.8.1 | ドメインネームとは何か | 80 |
| 2.8.2 | ドメインネームを登録すべき理由 | 80 |
| 2.8.3 | サイバースクワッティングとは何か | 81 |
| 2.9 | モロッコを締約国とする国際条約および国際協定 | 81 |
| 2.9.1 | 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS) | 81 |
| 2.9.2 | 世界貿易機関(WTO)を設立する協定 | 81 |
| 2.9.3 | 世界知的所有権機関(WIPO)を設立する条約 | 82 |
| 2.9.4 | 特許協力条約 (PCT) | 82 |
| 2.9.5 | 特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約 | 83 |
| 2.9.6 | 植物の新品種の保護に関する国際条約(UPOV) | 83 |
| 2.9.7 | WIPO 著作権条約 | 83 |
| 2.9.8 | 実演およびレコードに関する WIPO 条約 | 83 |
| 2.9.9 | 工業所有権の保護に関するパリ条約 | 84 |
| 2.9.10 | 文学的および美術的著作物の保護に関するベルヌ条約 | 84 |
| 2.10 | 意匠の国際登録に関するハーグ協定 | 84 |
| 2.11 | 標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書 | 85 |
| 2.12 | モロッコ-米国自由貿易協定 | 85 |
| 3. | 知的財産(知的財産の保護を含む)に関係するモロッコの政府機関 | 86 |
| 4. | モロッコにおける知的財産保護に関わる司法制度および裁判所 | 87 |
| 5. | 税関による知的財産権の執行 | 89 |
| 5.1 | 適用法規 | 89 |
| 5.2 | 差止命令の対象となる模倣品の例 | 89 |
| 5.3 | 知的財産権の税関登録制度 | 89 |

| | | |
|-----|--------------------------------|-----|
| 5.4 | 差止命令を求める手続..... | 90 |
| 5.5 | 税関の内部情報の共有(データベース) | 93 |
| 5.6 | 税関による国境管理の実際の運用 | 93 |
| 5.7 | 典型的な成功例と失敗例ならびにそこから得られる教訓..... | 95 |
| 6. | 警察による知的財産権の執行 | 96 |
| 6.1 | 適用法規 | 96 |
| 6.2 | 押収の対象となる模倣品の例..... | 96 |
| 6.3 | 強制捜査の手続 | 97 |
| 6.4 | 警察の実際の活動..... | 97 |
| 6.5 | 刑事訴訟手続..... | 98 |
| 6.6 | 典型的な成功例と失敗例ならびにそこから得られる教訓..... | 98 |
| 7. | 司法による救済(民事訴訟) | 99 |
| 7.1 | 適用法規 | 99 |
| 7.2 | 訴訟、管轄権、訴訟費用および証拠の収集..... | 99 |
| 7.3 | 典型的な成功例と失敗例ならびにそこから得られる教訓..... | 101 |
| 8. | 知的財産保護に関係する行政機関の連絡先詳細..... | 102 |
| 8.1 | 著作権当局..... | 102 |
| 8.2 | 工業所有権当局 | 102 |
| 8.3 | 植物品種保護当局..... | 103 |
| 9. | 参照文献 | 104 |
| | 国内法 | 104 |
| | 国際法 | 104 |
| | アクセスしたウェブサイト | 105 |
| | 付属書 A..... | 107 |

1. 序

1.1 本マニュアルの目的

本マニュアルの目的は、モロッコにおける知的財産の性格、識別、保護および管理と、それら知的財産が機能的に効力を発揮する方法に関して、実用的な概略を提供することである。本書は、啓蒙的な情報を提供するとともに、モロッコにおける知的財産とその管理にまつわる固有の諸問題に対する関心を高めることを目指している。知的財産法に関する法的な助言、管理面または技術面の助言を提供することは本書の趣旨ではない。それゆえ、本書は専門家が提供する法律面・管理面・技術面の助言の代用品とはならない。法的助言が必要とされる場合、さまざまな法律、議定書、協定、協約、条約ならびに関連の規則および手続に精通した専門の法律実務者の助言を仰ぐべきだと考えられる。本書に含まれる作為または不作為に関して、筆者らは一切責任を負わない。本書が提供する情報は 2019 年 9 月の時点では正確なものであるが、知的財産に係る法律は常に改正される可能性がある。また、本書で引用されている各種料金は公定手数料のみであり、その金額は 2019 年 12 月現在有効なものであって、後日に改定される可能性がある。

1.2 企業の展望

知的財産は、現代の企業にとって価値ある資産である。特許、商標、意匠、実用新案、著作権、植物育成者権、営業秘密など、さまざまな種類の知的財産権が、企業のアイデア、技術、名称および製品の保護に役立っている。企業の性格、規模および事業戦略に応じて、個々の企業が採用する戦略は違ってくだろう。知的財産権に関する意識は、研究者や企業にとってますます重要な問題となってきた。知的財産の価値は、その利用/商業化の態様と有効性によって決まる。知的財産の活用と商業化に向けた体系的なアプローチを採用することで、知的財産資産への投資が実りある収益をもたらすことが保証される。

1.2.1 モロッコ経済の概観

モロッコ(正式名称はモロッコ王国)は北アフリカの西部に位置する国で、欧州とアフリカが交わる場所に位置しているため、地中海に縁どられ、広大な大西洋に対して開かれた交差

点となっている。国土面積は 446,550 平方キロメートルであり、2019 年の推計によれば 3,647 万人の人口を擁している。¹

モロッコの政治形態は議会制立憲君主制であり、立法府として 2 つの議院が設けられている。憲法に従い、世襲制の国王と選挙による二院制の議会（参議院と衆議院から成る）が政治権力を分かち合っている。行政府に相当する内閣は、首相によって率いられている。憲法や議会、いくつかの活動的な政党が存在するにも関わらず、国王は幅広い政治的権威を維持しており、法律の公布、首相に任命される人物の選任、政府職員の任用等を行う権限を有している。さらに、宗教行政、軍隊ならびに国家安全政策については、国王が完全な権限を握っている。

モロッコ経済は、いまだに欧州市場向けの原材料の輸出に大きく依存している。原材料の輸出には、農産物（柑橘類と野菜）、半加工品、コンシューマ製品の輸出とともに、リン酸塩やリン酸肥料の輸出が含まれる。近代的な経済セクターの中で最も急速に成長している分野は、観光と電気通信である。

モロッコの通貨はディルハム（Dh）で、100 サンチームが 1 ディルハムとなる。ディルハムには持ち出し制限が課されており、国外に持ち出すことも外国で入手することもできない。ディルハムはかなり安定しており、為替レートに大きな変動が見られることはない。

モロッコ経済は過去 10 年間にわたって持続的なプラス成長を遂げてきた。2004 年から 2014 年までの年平均成長率は 4.8 パーセントとなっている（世界銀行調べ）。サービス部門は 2013 年には GDP の 54.9 パーセントを占めており、モロッコの GDP 構成の中で圧倒的優位に立っている。これに続くのが工業部門（28.5 パーセント）、次が農業部門（16.6 パーセント）となっている。²

モロッコはこれまで総じてプラスの経済成長を遂げてきたが、工業部門が GDP 全体に占める割合を増大させるには至っていない。

¹ <http://worldpopulationreview.com/countries/morocco-population/>

² Oxford Business Group, 2015 as at Page 11.

2. 知的財産に関するモロッコの法律、規則および条約の概要

2.1 特許

2.1.1 工業所有権の保護に関する法律第 17-97 号(法律第 31-05 号および第 23-13 号により改正)ならびに工業所有権の保護に関する法律第 17-97 号を施行する 2004 年政令第 2-00-368 号(2006 年政令第 2-05-1485 号により改正)

特許とは、発明の機能的・技術的な側面について与えられる工業所有権である。この権利は専ら一定の期間に限って認められるものであって、その有効期間は最長でも出願日から 20 年である。また、特許が効力を有するのは当該特許が登録されている国に限定される。

特許は、新規であって進歩性を有し、かつ貿易・産業に応用することが可能な発明について付与される。モロッコは特許協力条約(PCT)に加入しているため、国際出願の国内段階移行手続においてモロッコを指定国とすることができる。モロッコはパリ条約、ブダペスト条約、WTO/TRIPS にも加入している。

さらに、欧州特許をモロッコについてバリデーショナルすることも可能である。欧州特許のバリデーショナルによって生じたモロッコ特許の保護期間は、欧州出願の出願日から 20 年間となる。主出願となる出願の改良や修正について追加特許を取得することもできる。

当初から国内で行われる出願、パリ条約の条件に従った出願、国内段階に移行した PCT 出願の願書はモロッコ工商業所有権庁(OMPIC)に提出することができ、方式と実体の双方について審査が行われる。モロッコの国内法に従って特許が付与された場合、特許による保護期間は出願日から 20 年間となる。

特許は特定の発明に対して OMPIC から与えられるものであり、この権利は、特許権者または特許権者の権利継承者に発明の実施に関する排他的な権利を与える。特許権を取得する権利は発明者または発明者の権利継承者に帰属する。

2.1.2 特許性の要件

特許性を有する発明は、製造物、方法または既知の手段の新規の応用もしくは組合せてあって先行技術において知られていない結果を実現するものに関係する発明とされている。

医薬品、製剤製品、あらゆる種類の治療薬（これら製品の製造に用いられる方法や装置を含む）も特許の対象となりうる。ある発明が新規であり、進歩性を有し、かつ産業上の利用が見込まれる場合、その発明は特許性を有している。

特許とは、新規性と進歩性を備え、現に産業上の利用が可能であるか産業利用性または産業利用可能性が見込まれる発明につき、一定期間にわたって国家が与える排他的な権利である。利用可能な特許の種類には以下のようなものがある。

- 発明特許
- 国内段階に移行した PCT 出願
- 追加特許
- 欧州特許のバリデーション

2.1.2.1 新規性

ある発明が現在の技術水準の一部となっていない場合、発明は新規と見なされる。ここでいう「技術水準」には、モロッコにおける発明特許の出願日もしくは外国における発明特許の出願日ならびに有効な優先権が主張された場合の優先日に先立つ時点で、書面もしくは口頭による説明、使用その他の手段を通じて公衆がアクセスしうる情報がすべて含まれる。つまり、モロッコは絶対的新規性を要求する国である。

発明の開示が特許出願日に先立つ 6 か月以内に行われ、かつ、その開示が以下のいずれかに該当するものである場合、そのような開示は考慮されないものとする。

- 出願人または出願人の前権利者に対する明白な権利濫用の直接的または間接的な結果としてなされた開示
- 出願人または出願人の前権利者が、「工業所有権保護のための国際同盟」のいずれかの加盟国の領域内で開催された公式または公認の国際博覧会にお

いて当該発明を既に展示していたという事実を考慮した結果としてなされた開示

ただし後者の場合、発明が既に展示されているという事実が出願の時点で宣言されていないなければならない。

さらに、発明の開示が特許出願日に先立つ 12 か月以内に行われたが、その開示が特許出願人によって既に行われたものである場合、特許出願人から委任されたものである場合、または特許出願人から入手したものである場合、そのような開示は考慮に入れないものとする。

出願日より後に以前の発明に関する特許出願が刊行物等によって開示され、その開示が、出願人または出願人の前権利者に対する明白な権利濫用の直接または間接の結果である場合、そのような開示は考慮されないものとする。

ある発明が、「工業所有権保護のための国際同盟」のいずれかの加盟国の領域内で開催された公式または公認の国際博覧会において、出願人または出願人の前権利者によって最初に開示されていた場合、そのような開示は考慮されないものとする。

以上に示した開示はすべて、出願日の時点で宣言されていないなければならない。

2.1.2.2 進歩性

当業者が技術水準から自明な方法で導き出せない発明は、進歩性を有すると見なされる。特許発明は、特許出願の優先日直前の時点で当業者にとって自明なものであってはならない。既存の技術を改良するだけでは十分でなく、真に創造的なものでなければならない。発明は技術的な問題に対する技術的な解決であると同時に、新規なものでなければならない。技術水準に照らして当業者にとって自明でないという意味での進歩性が発明には要求されるが、特許発明はさらに産業上利用可能なものでなければならない。

2.1.2.3 産業利用性

産業利用性は特許性の要件であり、ある発明が産業にとって利用可能でない限り特許は付与されないということである。特許法第 25 条は、「外科手術もしくは療法による人体もしくは動物体の治療方法または人体もしくは動物体に施される診断方法」は産業上利用可能であるとは見なされないと規定しており、したがって前記の方法は特許不適格とされる。

2.1.3 特許不適格な主題

以下は発明とは見なされない。

- 発見、科学的理論および数学的方法
- 審美的創作物
- 精神活動、遊戯またはビジネスを行うための計画、法則および方法ならびにコンピュータプログラム
- 情報の提示

特許出願または特許が上に掲げた要素のいずれかに関係している場合、それらは発明特許の対象外とされる。

その公開または実施が公共政策または倫理に反するような発明について特許が付与されることはない。

2.1.4 植物新品種

植物新品種は、「植物新品種の保護に関する法律 9-94 号」の規定が適用される。これについては、本マニュアルの後の方で触れる。

2.1.5 人体または動物体の治療

外科手術もしくは療法による人体もしくは動物体の治療方法や、人体もしくは動物体に施される診断方法は、産業利用が可能な発明とは見なされないため特許不適格とされる。この特許性の排除は、上記のいずれの方法に使用される製造物(特に物質や化合物)には適

用されない。このため治療方法タイプのクレームはモロッコでは許容されないが、第一医薬用途および第二医薬用途のクレームは認められる。

第一医薬用途のクレームは「Y の治療に用いられる化合物 X」という形で記述される。

第二医薬用途のクレーム(別名「スイス型クレーム」)は、既知の物質の新規な用途を記述するもので、「Y の治療薬の製造における X の使用」という形で記述される。

人体もしくは動物体から分離された体組織もしくは体液の処置法は特許適格があるとされる。従って、インビトロ法に関するクレームは認められるのに対して、生体内治療法に関するクレームは認められないことになる。

2.1.6 願書の作成と提出

特許出願の願書は、カサブランカにある OMPIC に提出される。OMPIC に願書のハードコピーを提出することによって出願を行うこともできる。出願人の通常の住所または業務上の住所がモロッコ国内に存在しない場合、出願人は、出願人に代わって OMPIC での手続を行う権限を有する代理人を指名しなければならない。

特許の取得を希望する者は OMPIC に願書を提出することになるが、出願書類には出願日が記載され、以下の文書が含まれるものとする: 明細書(その内容は規則により規定されている)を含む願書; 所定の手数料の納付を証明する書類。出願は願書提出の時系列順に国家特許登録簿に記載され、日付と出願番号が付記される。

出願書類に瑕疵があった場合(明細書が含まれていない場合または所定の料金が支払われていない場合)、出願人または同人の代理人は、出願日から 3 か月の猶予期間中に願書類の要件を完備させるものとする。所定の期間内に願書類が完備された場合、当初の出願日はそのまま維持される。

パリ条約に基づく出願は、優先権出願から 12 か月以内に行わなければならない。また、出願日から 3 か月以内に優先権書類を提出しなければならない。

モロッコで利用可能な特許の種類は以下の通りである。

- 発明特許
- 国内段階に移行した PCT 出願
- 追加特許
- 欧州特許のバリデーション

欧州特許のバリデーションは、欧州特許を出願した者なら誰でも利用でき、モロッコを指定国として、バリデーションの手数料を支払う対価としてモロッコに関する欧州特許のバリデーションを請求できる。モロッコについてバリデーションされた欧州特許は、モロッコの特許と同じ法的効果を持つことになり、それらについてはモロッコの特許法が適用される。

優先権の主張は、パリ条約締約国の特許に基づくか、PCT を通じて行うことができる。

モロッコは PCT に加入しているため、PCT を通じて国際特許を出願することができる。優先権を主張しない場合、PCT 出願は出願日から 31 か月の間にモロッコの国内段階に移行しなければならない。

発明の単一性の原則に関わる違反があった場合、分割出願を行うことができる。分割出願は、特許付与に先立って出願人側から行われるか、特許性に関する予備調査報告書の発行後に OMPIC の要請によって行われる。発明が複数である場合、OMPIC は出願人にその旨を通知し、出願人は通知の日付から 3 か月以内に自らの出願を分割するか、その範囲を限定しなければならない。分割特許の保護範囲は当初の発明の保護範囲を超えてはならない。また、分割出願については原出願と同じ出願日と優先権（優先権が主張される場合）が適用される。分割出願は、原出願と同じ扱いを受ける。

特許権者が既に出願しているか特許を取得した出願を主出願として、主出願に記載された発明の改良や修正につき特許期間中に追加特許を出願することができ、追加特許は特許権者または同人の権利継承者に対して付与される。この追加特許は追加証明書として記録されるもので、主特許と同じ方式要件および条件に基づいて付与され、主特許と同じ法

的効果を有する。追加証明書による保護期間は主特許の保護期間が終了するのと同時に終了する。複数の権利継承者のうちの 1 人に対して追加証明書が発行され、その権利継承者が申請すれば、他の権利継承者全員が同じ権利を享有することになる。

発明の明細書には以下の事項を記載するものとする。

- 発明が関係する技術分野の指示
- 発明を理解する上で有用と思われる場合には、出願人が知っている先行技術に関する陳述
- クレームにおいて特徴づけられた発明の記述(技術的課題および提供された解決の理解を可能にするもの:適宜、先行技術に対する発明の利点を陳述)
- 図面がある場合には、それら図面の簡潔な説明
- 実施例および(図面がある場合には)図面の参照情報を添えること
- 発明の産業利用性が明細書または発明の性質から明白でない場合には、当該発明を産業上利用可能なものにする方法についての陳述

発明の明細書には、当業者が出願日の時点で発明者の発明を知っていたと想定した場合に、当業者が過剰な試行錯誤なしに当該発明を実施することを可能にするような十分な情報が開示されるものとする。

特許請求された発明は開示された情報によって十分に裏付けられるものとし、それらの情報は、特許出願日の時点で特許請求された発明を出願人が所有していたことを当業者に対して合理的に証明するものでなければならない。

クレーム(特許請求の範囲)には、発明の技術的特徴を明記することにより、保護を求めようとする対象の定義を示すものとする。発明の技術的特徴を表現するために絶対に必要な場合を除き、クレームは、明細書や図面への単純な言及に基づくものであってはならない。

明細書は、発明の主題を特徴づけるものとなる。明細書には、発明の技術的な名称を明瞭かつ簡潔に示すものとし、発明に対して事実に基づかない空想的な名称を与えてはならない。

特許出願はただひとつの発明に関係しているか、単一の一般的発明概念を形成するように結合された発明群に関係するものでなければならない。

2.1.6.1 出願人の適格性

OMPIC は特定の発明に対して特許を付与することができる。特許の権原は、発明を実施するための排他的な権利を特許権者または同人の権利継承者に与える。特許を取得する権利は発明者または発明者の権利継承者に帰属する。複数の者が同じ発明をそれぞれ独自に行った場合、特許取得の権利は最も早い出願日を立証しえた者に帰属することになる。

発明者が従業員である場合、特に従業員に有利な契約条項がない限り、特許取得の権利の帰属先は、発明の開発状況に従って規定される。

従業員の実際の職務として独創的な任務が盛り込まれた労働契約の履行過程または従業員に明示的に委託された調査研究の遂行過程で当該従業員が行った発明は、雇用者に帰属する。そのような発明の考案者である従業員が追加報酬を受け取る際の条件は、労働協約と個人の雇用契約によって決定される。追加報酬に関わる紛争は、裁判所に付託されることになる。

以上に挙げたもの以外の発明は従業員に帰属する。ただし、従業員が自らの職務の遂行過程で、または雇用者である会社の活動分野において、または会社が有している知識、技術または特殊な手段の利用によって、または会社が入手したデータを使用することによって発明を行った場合、従業員は直ちにその旨を雇用者に通知することを要求される。この通知は、配達証明付きの書留郵便によって送付される宣言書の形で交付される。複数の発明者が存在する場合、それら発明者全員または一部の発明者によって共同宣言書が作成されることがある。この宣言書の内容は、規則によって規定されるものとする。雇用者は、上記の宣言書を受け取った日から 6 か月以内に OMPIC に特許を出願することによって、自らの被用者が考案した発明に対する所有権または当該発明に由来する権利の全部または一部の享有を主張することができる。ただし、雇用者が上記の期限内に特許を出願し

なかった場合、その発明は従業員の権利の下に戻ることになる。従業員は正当な対価を獲得する権利を有し、対価に関する当事者間の合意が存在しない場合、正当な対価は裁判所によって決定される。裁判所は、提出されたすべての要素(特に雇用主と従業員が提出した要素)を考慮に入れ、雇用者・従業員双方の貢献度と発明の産業的および商業的有用性に鑑みて公正な対価を算定するものとする。

従業員と雇用者は、発明に関わる関連情報全般を互いに提供しあうものとする。従業員と雇用者は、特許に基づき与えられる権利の行使を全面的または部分的に妨げるような開示を行わないよう配慮するものとする。従業員が行った発明に関する従業員と雇用者間の合意は書面に記録されるものとし、文書化されていない合意は無効とされる。

特許明細書で使用される言語はフランス語およびアラビア語とする。それ以外の言語で書かれた願書を提出する場合、出願人は出願日から 3 か月以内にフランス語訳もしくはアラビア語訳を提出しなければならない。

モロッコ国内に住所または主たる事業所を持たない個人または法人は、公認の弁理士を代理人に指名し、必要に応じて OMPIC における手続を代行させなければならない。合法的にモロッコ国内に居住している在留国民もしくは外国人または外国法人は、自ら特許を出願し、出願に関係する以後の手続を自ら行うことができるが、モロッコ国内に居住しているか主たる事業所を構えている公認の弁理士を代理人に指名して前記の手続を代行させることもできる。

出願人は、出願および調査に関する手数料を出願日から 1 か月以内に納付するものとする。この期限が守られなかった場合、その特許出願は取り下げられたものと見なされる。そのような事態に対処するための手続継続請求が認められる場合もある。出願人が個人、中小企業または国公立大学である場合、上記の手数料は 60%減額される。

国防上の配慮から、特許出願の対象となった発明の開示や使用が永久的または暫定的に禁じられることがある。国防行政を担当する政府当局は、最長でも 5 か月以内に、特定の特許を機密扱いとするか否かを決定しなければならない。

特許出願または特許の共有については以下の規定が適用される。

- 個々の共有者は、発明を自ら実施しないか実施許諾を行わない他の共有者に公正な対価を提供した上で、自らの利益のために発明を実施することができる。公正な対価に関する友好的な合意が成立しなかった場合、裁判所によって対価が決定されることになる。
- 個々の共有者は、専ら自らの利益のために侵害に対して訴訟を提起することができる。侵害に対する訴訟の提起は他の共有者に通知されるものとする。そのような通知の公布が立証されるまで、判決の言い渡しは延期される。
- 個々の共有者は、発明を自ら実施しないか実施許諾を行わない他の共有者に公正な対価を提供した上で、自らの利益のために通常実施権を第三者に与えることができる。公正な対価に関する友好的な合意が成立しなかった場合、裁判所によって対価が決定されることになる。
- ただし、実施権の供与にあたっては、特定の価格で共有持分を移転する旨の申し入れとともに、実施許諾契約(ライセンス契約)の契約書案を他の共有者に通知しなければならない。他の共有者は、前記の通知から3か月以内に、実施権の供与を希望している共有者の持分を自らが買い取ることを条件として、実施権の供与に対し異議を唱えることができる。上記の期限内に合意が成立しなかった場合、持分の買取価格は裁判所によって決定されるものとする。当事者は、裁判所の判決が通知されてから30日の猶予期間中に、共有持分の売却または購入を断念することができる。これによって当然に生じうる損害賠償請求権が妨げられることはない。これに伴う費用については、断念した当事者が負担するものとする。
- 共有者全員の同意を得るか裁判所の許可を得ない限り、専用実施権を供与することはできない。
- 個々の共有者は、自らの持分を随時譲渡することができる。共有者は、譲渡の意思が通知されてから3か月間にわたり先買権を享有するものとする。価格について合意が成立しない場合、その価格は裁判所によって決定されるものとする。当事者は、裁判所の判決が通知されてから30日の猶予期間中に、当初の共有持分の売却または購入を断念することができる。これによって当然に生じうる損害賠

償請求権が妨げられることはない。これに伴う費用については、断念した当事者が負担するものとする。

特許出願または特許の共有者は、他の共有者のために自らの持分を放棄する旨を他の当事者に通知することができる。他の共有者が前記の放棄を認めた場合、その放棄が国家特許登録簿に記載された日を以て、持分を放棄した共有者は他の共有者に対する義務をすべて免除されるものとする。別段の合意が存在しない限り、残りの共有者は、各人の権利が共有財産に占める比率に応じて放棄された持分を分配するものとする。

2.1.7 出願の要件

発明特許

- 書式 B1 の書類 2 通(うち 1 通は願書提出の証拠として出願人に返却される)
- 委任状(出願日から 3 か月以内に提出すればよい)
- フランス語またはアラビア語で書かれた特許明細書、特許請求の範囲および要約。ただし、出願日から 3 か月以内に特許請求の範囲及び要約を提出することができる
- 図面(図面がある場合)
- 優先権の譲渡証書(公証を要する)
- 優先権証明書(認証済みのフランス語訳およびアラビア語訳を添えること。出願日から 3 か月以内に提出すればよい。)
- 所定の手数料

国内段階移行 PCT 出願

- 委任状(国内段階移行から 3 か月以内に提出すればよい)
- フランス語またはアラビア語で書かれた特許明細書、特許請求の範囲および要約。ただし、国内段階移行から 3 か月以内に特許請求の範囲及び要約を提出することができる
- 図面(図面がある場合)
- 国際特許分類(IPC)
- 公開された国際出願のコピー

- 国際調査報告書のコピー
- 特許性に関する国際予備審査報告書のコピー
- 所定の手数料.

欧州特許のバリデーション

欧州特許公開公報が調査報告書の公開に言及した日から6か月以内(Euro-PCT出願の場合には、出願日から31か月以内または国際調査報告書(ISR)の公開後6か月以内のいずれか遅い方まで)に、欧州特許庁への所定の手数料の支払い

(欧州特許登録後)

- 欧州特許が公開された日から3か月以内に欧州特許のクレームのフランス語またはアラビア語の翻訳のOMPICへの提出
- OMPICへの所定の手数料

また、実務上、欧州特許査定通知または欧州特許公報のフロントページのコピーをOMPICへ提出する必要があるといわれている。

なお、欧州特許がモロッコにおいて完全な効力(OMPICが発行したモロッコの国内特許と同じ効果)を有するためには、欧州特許への所定の手数料が、当該欧州特許が公開された日から3か月以内に支払われていなければならない。

委任状は、出願の時点で願書に添えられている必要はないが、出願日から3か月以内にOMPICに提出されなければならない。

OMPICによって徴収される手数料および諸経費に関する情報は「**付属書A**」に記載されている。この付属書に記載されているのは2019年12月時点での費用であって、その後値上げされている可能性もあることに留意されたい。それゆえ、出願人がモロッコで特許を出願する時点で実際に必要な費用を確認することが望ましい。

2.1.8 出願手続

モロッコの「知的財産規則」は、2014年12月18日付で以下のように改正されている。

- 改正規則の下では、モロッコ特許の出願は実体審査の対象となり、審査手数料の納付が要求される
- 出願に基づき特許が付与された時点で、公開手数料の納付が要求される
- 改正規則の下では、年金の支払が要求されるのは特許付与の時点になってからである
- 分割出願に関する規定が設けられた。分割出願の願書は、最初の審査報告書の日付から3か月以内に提出することができる

2015年3月1日以降に願書が提出された欧州特許出願は、バリデーショナル手数料を支払うことによりモロッコ国内でバリデーショナルされるようになった。モロッコでバリデーショナルされた欧州特許はモロッコの国内特許と同じ法的効果を有し、それらの特許にはモロッコの特許法が適用される。ただし、モロッコの国内特許を出願することによりモロッコにおける特許保護を受けることもまだ可能である。

特許性に関する見解書(出願人の発明の新規性、進歩性および産業利用性の評価)が添えられた予備調査報告書は、発明が属する技術分野を専門とする特許審査官によって作成される。この報告書には先行技術が引用されている。つまり、出願人の発明に関する特許発明および文献のうち出願人の特許出願日に先立って公開されていたもののリストが示されている。報告書には、出願人の発明の特許性に関する見解書が添えられている。

出願の担当を命じられた特許審査官は、予備調査報告の内容を出願人に通知する。出願人は、報告内容が通知された日から3か月以内に、当初の記述の範囲を超えない範囲で、クレームの補正を行うことができる。また、引用された文献の関連性に関して適宜コメントを提出することもできる。

元の文言、記載ミスまたは事実の錯誤を訂正するための補正は、特許付与前ならいつでも行うことができる。特許付与後の補正を行うためには、原特許(主特許)の改良または修正を行うための追加証明書を出願人が提出することを要する。

出願日から 18 か月の猶予期間が満了した時点で発明特許出願の取下げや拒絶がなされていない場合、その出願は公開される。予備調査報告書が既に作成されている場合、その報告書は出願とともに公開される。そうでない場合には出願とは別に報告書の公開が行われる。

特許出願の公開後、当該出願により特許請求された発明の特許性に関する意見書が第三者から提出されることがある。これらの意見書は特許出願の公開から 2 か月以内に提出されることを要する。手続が遅滞なく処理された場合、出願人は 2 か月以内に自らの答弁書を提出することになる(任意)。

予備調査報告および出願人および/または第三者の意見書や、出願人が予備調査報告および/または第三者の意見書に従って補正したクレームおよび/または意見書に基づき、最終的な調査報告書と特許性に関する見解書が発行される。

拒絶理由が存在しないことが確認された後、手数料の納付を前提として特許が付与される。

付与された特許は、最終調査報告書と特許性に関する見解書とともに公開される。こうして OMPIC は、付与された発明特許を要望に従って出願人もしくは同人の代理人に交付することになる。

出願から特許付与までに 4 年以上の期間を要した場合、特許の保護期間は、OMPIC に当該特許の願書が提出された日から起算される。その場合の特許期間は、4 年の期間が満了した日から当該特許が現実に付与された日までの日数に相当する日数だけ延長されることになる。特許保護期間の延長は、国家特許登録簿に記載される。

医薬品発明が薬剤である場合には、現行の関連法規に従って医薬品ライセンスが適用されることになるが、その場合、出願人または同人の代理人の請求に従い、適正な手数料の納付を前提として、医薬品発明の特許保護期間は、医薬品ライセンス供与に関する所定の猶予期間が満了した日から実際にライセンスが発行された日までの日数だけ延長される。上記の延長請求は、医薬品に該当する製品に上記の医薬品ライセンスが適用され

た日から 3 か月以内に、出願人または同人の代理人によって OMPIC に提出されなければならない。延長請求提出の形式的要件は、通常の請求提出先によって規定される。

保護期間の延長は法に定める特許保護期間が満了した日を以て効力を発生し、延長期間の長さは 2 年半を超えないものとする。OMPIC は特許保護期間の延長に関する証明書を作成し、出願人または同人の代理人に交付する。この延長は国家特許登録簿に記載される。前記の証明書は特許が与える権利と同じ権利を与えるものであり、特許と同様の制限および義務が適用される。

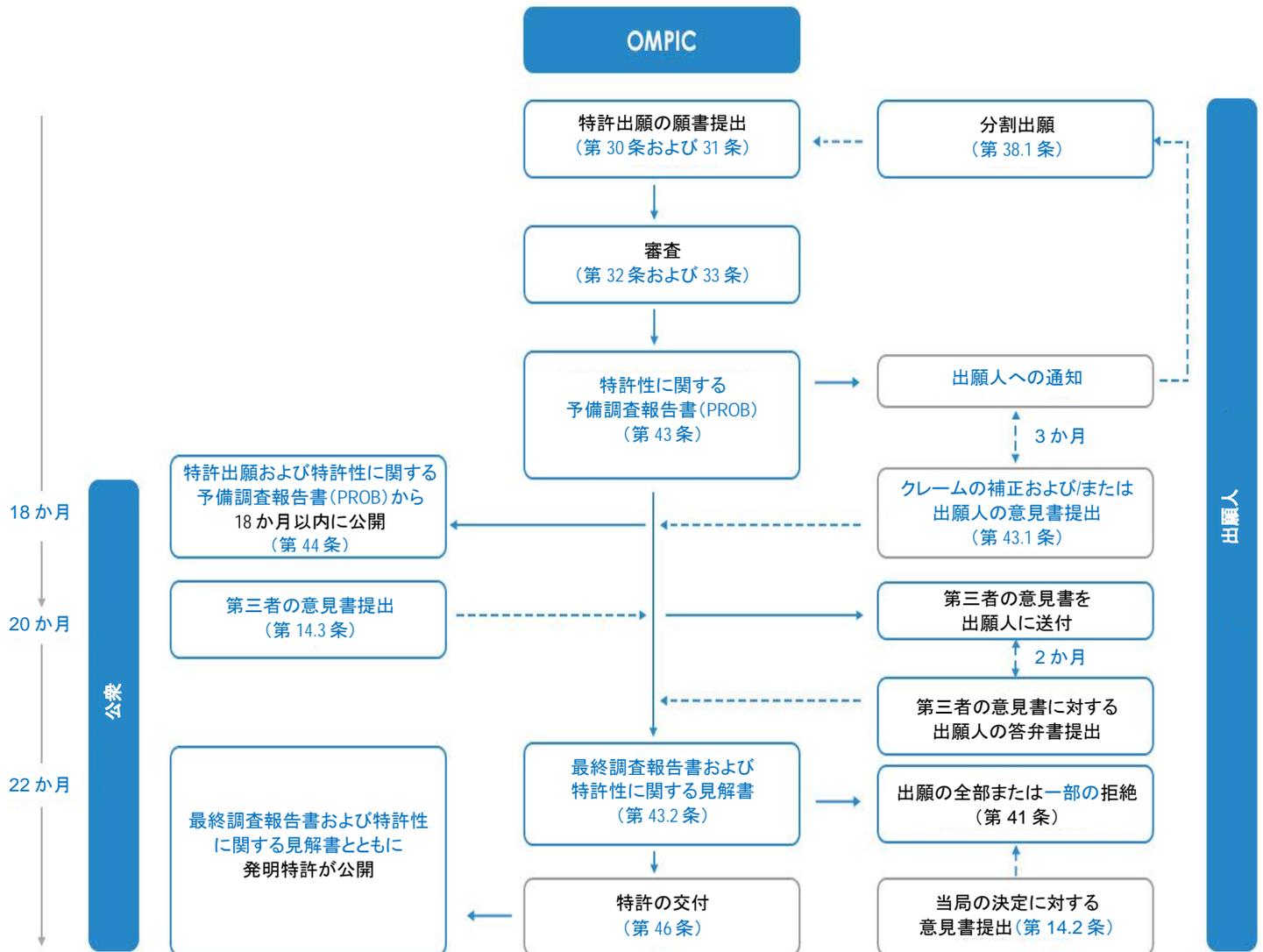
特許期間延長の証明書は、延長請求が提出された日の時点で以下の条件が満たされている場合にのみ発行されるものとする。

- 医薬品に該当する製品がその時点で有効な特許により保護されていること
- 医薬品に該当する製品が、その時点で有効な関連法規に従い、その時点で有効な医薬品ライセンスの適用対象となっていること
- 当該製品が既に延長証明書の適用対象となっていないこと
- 上記医薬品ライセンスが初めての医薬品ライセンスであること

その時点で有効な特許によって与えられる保護の範囲内で、証明書により与えられる保護は、医薬品ライセンスの適用対象となる製品のみに及ぶものとする。

モロッコにおける特許出願手続フローチャート:

3



³ OMPIC <http://www.ompic.org.ma/en/content/filing-patent-morocco>

2.1.9 特許付与後

2.1.9.1 特許の効果

特許は、通常、出願から 9~18 か月で付与されている。特許付与の時期は、カレンダーおよび規則に定められた周期性に従い、特許に対応する出願の願書が提出された日から起算して決定されることになる。特許は OMPIC によって付与され、出願人または同人の代理人に交付される。特許には、明細書、一または複数のクレーム（特許請求の範囲）および（ある場合には）図面が付随している。付与された特許の件数および付与の日付は、国家特許登録簿に記載され、登録されることになる。それらの情報が登録された日から、誰でも特許にアクセスし、特許情報の入手が可能になる。

特許出願または特許に由来する権利は出願日を基準に効力を発生し、特許権者または同人の権利継承者に発明の実施に関する排他的な権利を与える。特許により与えられる保護の範囲は、クレームの文言によって画定される。ただし、クレームを解釈する際には明細書や図面が利用されることになる。

特許の主題が方法である場合、特許により与えられる保護は、その方法により直接得られる製造物にも及ぶものとする。

特許の効果とは、モロッコ国内において、特許期間を通じて以下の行為から他人を排除する権利を特許権者に与えることである。

- 特許の主題に相当する製品の製造、提供、市販もしくは使用、または以上の行為を目的として製品の輸入もしくは保管を行うこと
- 特許の主題に相当する方法を使用すること。または特許権者の同意なき当該方法の使用が禁じられていることを第三者が知っているか、そのことが状況から自明である場合において、モロッコ領内で使用するために当該方法を提供すること
- 特許の主題に相当する方法により直接得られた製品の提供、市販、使用、または以上の行為を目的として製品の輸入もしくは保管を行うこと

また、特許権者の同意を得た場合を除き、モロッコ領内において、特許発明に必須の要素に関して発明を実施する手段を、特許発明を実施する権利を有する者以外の者に提供することも禁じられる(そのような手段が発明の実施に適しており、かつ発明の実施を意図したものであることを第三者が知っているか、そのことが状況から自明である場合)。

特許証は特許付与の時点で OMPIC が自動的に発行するものではないため、出願人は特に請求書を提出して特許証を請求し、特許証の発行に対する手数料を支払わなければならない。

特許権者および/または追加証明書の特許権者の権利に対する侵害は、すべて特許侵害に相当する。侵害品の製造者以外の人物が侵害品の販売申出、市販、複製、使用、使用または市販を目的とした保管を行うことは、その人物が事実関係を完全に知っていながらそのような行為をなした場合に限り、行為者の有責性を暗示する行為となる。

侵害訴訟は特許権者および/または追加証明書の特許権者によって提起されることになる。ただし、発明の実施に関する専用実施権者は、同人が交わしたライセンス契約に別段の定めがない限り、廷吏または裁判所事務官から通知の送達を受けた特許権者が侵害訴訟を開始しない場合に訴訟を提起することができる。

強制実施権を有する実施権者は、公式な通知を受けた特許権者が侵害訴訟を提起しなかった場合に訴訟を提起することができる。

職権に基づく実施権を有する実施権者は、公式な通知を受けた特許権者が侵害訴訟を提起しなかった場合に訴訟を提起することができる。

特許権者の権利に対する故意の侵害は特許侵害に相当し、2 か月以上 6 か月以下の禁錮刑および 50,000～500,000 ディルハムの罰金刑(または、以上の刑罰のいずれか一方)に処される。累犯者の場合、これらの処罰は倍加される。被告が過去 5 年以内に同様な行為について刑が確定している場合、その者は累犯者と見なされる。

さらに、裁判所は、侵害品と認定された商品（侵害者の財産）の廃棄や、侵害の実行を特に意図した装置または手段の廃棄を命じることができる。

侵害被疑製品の受領、展示・陳列、販売のための提供、販売、紹介または輸出を行った侵害者に対しても、上記と同じ刑罰が科される。上述した侵害行為の実行を故意に支援した者も同様の刑に処される。

侵害者が特許権者の工場や施設で働く従業員であった場合に限って以上に示した刑罰は加重され、6 か月以上 2 年以下の禁錮刑および 100,000～500,000 ディルハムの罰金刑（または以上の刑罰のいずれか一方）が科されることになる。従業員が特許に記載されている方法に関する知識を侵害者に提供した上で、自ら進んで侵害者と行動を共にした場合にも、同様の刑罰が科される。

特別法に規定された刑罰とは別に、自身または他の者が既に出願し、未だ権利が付与されていない特許または主特許に関する追加証明書または集積回路の回路配置（トポグラフィ）に関する情報、示唆または説明を提供した者は、その提供が公共の場や会合での講演や講義によるか、公共の場または会合において販売、頒布、店頭展示または陳列される文書や印刷物によるか、公衆から見える場所に展示されるパネルやポスターによるかを問わず、50,000～500,000 ディルハムの罰金刑に処されることになる。累犯の場合には、罰金刑に加えて 3 か月以上 2 年以下の禁錮刑が宣告される。

2.1.9.2 維持費用および回復

特許維持に伴う料金は、必ず特許付与後に支払われなければならない。特許維持年金は、特許が発行された年の翌年から支払われることになる。初年度の維持年金は出願手数料に含まれている。

年金を支払うことにより、最長で出願日から 20 年間にわたって特許の有効性が維持される。この期間が終了した後は、発明は公共の財産となる。すなわち、その発明はもはや保護の対象とはならず、誰でもがそれを利用するのである。

所定の維持料金の支払は、最初の料金によりカバーされる期間が満了した後も、その満了日から 6 か月の猶予期間中に支払うことができる。満了日の時点で料金が支払われていない場合、OMPIC は特許権者または同人の代理人に対して警告書を送付する。この警告書には、所定の 6 か月以内に支払がない場合には特許権者の権利が剥奪される旨が明記されている。

警告がなされなかったとしても、それは OMPIC の責任とは見なされず、警告がなかったという事実が特許権者の権利回復事由を構成することはない。

特許維持のために所定の料金を所定の期限内に支払わなかった特許権者は、自らの権利を失うことになる。

権利の喪失は、OMPIC が発行する決定の書面(決定の理由を付したもの)によって記録に残される。この書面は、規則に定められた書式に従った特許権者または同人の代理人に対する通知書である。権利喪失の効果は、未払いの料金の支払期日が到来した時点で効力を発生する。権利の喪失を記録するため、上記の決定の通知は国家特許登録簿に記載される。

ただし、所定の料金の未納について正当な理由を特許権者が提示しうる場合、特許権者は、上記の決定の通知を受け取った日から 3 か月以内に、権利回復を求める申立書を OMPIC に提出することができる。

上記の 3 か月の期間が満了する前に所定の料金が支払われることを条件として、OMPIC は当局の決定を示した書面によって権利の回復を認めることができる。

権利回復を認める決定の通知は国家特許登録簿に記載され、その記録には所定の料金が支払われた日付が併せて記載される。権利回復の決定は、特許権者または同人の代理人に通知されることになる。

特許の喪失は、当該特許に関係する追加証明書の喪失を同時に意味する。

2.1.9.3 実施許諾

強制実施権

特許が付与されてから 3 年または出願日から 4 年が経過した時点で、当該特許に基づく強制実施権が何人にも与えられることがある。それは、強制実施権が請求された時点で特許権者または同人の権利継承者が以下のいずれかに該当する義務違反を犯し、それについて正当な理由が存在しない場合である。

- モロッコ王国において、特許の主題である発明の実施を開始するか、当該発明を実施するために現実的で実効性のある準備を行っていない
- 特許の主題である製品を、モロッコ市場の需要を満たすに十分な数量販売していない
- モロッコにおける特許の実施もしくは特許製品の販売が 3 年を超える期間にわたって放棄されている

強制実施権を求める申請は、裁判所に対して行うことができる。申請書には、申請人が妥当かつ商業的な条件に基づき特許権者から実施権の許諾を得ることができなかったという事実と、申請人はモロッコ市場の需要を満たすために当該発明を実施できる立場にあるという事実を立証する証拠が添えられていなければならない。

強制実施権は、すべからく通常実施権となる。強制実施権は主にモロッコ市場への供給を目的として、裁判所が定めた条件に基づいて与えられる。裁判所が定める条件としては、特に、実施権の存続期間や適用分野(実施権付与の目的に適う分野に限定される)、実施権について支払われる実施料(ロイヤルティ)の額などがあげられる。前記の実施料は、当該実施権の経済的価値を考慮してケース・バイ・ケースで決定される。裁判所は、特許権者または実施権者(ライセンシー)の要請に応じて、条件を修正することができる。

強制実施権の付与につながる状況が解消し、そのような状況が再び発生する可能性が小さい場合、実施権者の正当な利益が十分に保護されることを条件として、強制実施権は取り消されることがある。強制実施許諾に利害関係を有する者が請求の理由を明らかにした

上で実施権の取消を請求した場合、裁判所は、問題の状況が存続しているか否かを審査することができる。

強制実施権者が、当該実施権付与の前提となる条件を順守しなかった場合、特許権者および(他に実施権者がいる場合には)他の実施権者は、裁判所に対し実施権の取り消しを請求することができる。強制実施権に由来する諸権利の譲渡については裁判所の許可を得るものとし、裁判所の許可を得ずになされた譲渡は無効とされる。

従属特許

特許保護された発明が先行特許から生じた諸権利を侵害することなしに実施しえないという状況において、先行特許の特許権者が妥当かつ商業的な条件に基づく実施権の供与を拒否した場合、後続特許の特許権者は裁判所から強制実施権を取得することができる。ただし、以下の条件が満たされていることを要する。

- 後続特許により特許請求された発明が、先行特許により特許請求された発明に比して実質的な技術的進歩および経済的利益を示していること
- 先行特許の所有者が、後続特許において特許請求された発明を使用するために、妥当な条件に基づく相互的ライセンス契約により実施権を得る権利を享有すること
- 先行特許に関わる実施権が譲渡される際には、必ず後続特許もともに譲渡されること

職権による実施権

薬剤、薬剤を得るための方法、それら薬剤を得るために必要な製品、または前記製品を製造するための方法に対して特許が付与されており、公衆に提供される薬剤の数量もしくは数量が不十分であるか、またはその価格が異常に高価であるという状況において、公衆衛生上の利益によって要求される場合には、当該薬剤について付与された特許を職権により実施することができる。

職権による実施は、公衆衛生管轄当局の請求に基づき、行政行為により指示されるものとする。上記の行政行為は特許権者、実施権者(実施権者がいる場合)および OMPIC に通知され、同庁は職権により国家特許登録簿にこれを登録する。

職権による特許の実施を指示した行政行為が公示された日から、一定の要件を満たす適格者は、「職権による実施権」と呼ばれる実施権の付与を請求することができる。職権による実施権の申請と付与は、規則に定められた書式に則った書面によって行われるものとする。

職権による実施権は、特にその期間及び適用分野に関する一定の条件に基づいて付与される。これらの実施権に基づく実施料は当事者間の合意に従うが、合意が成立しない場合には裁判所によって実施料の額が決定される。職権による実施権は、授権行為が当事者に通知された日から効力を発生し、その授権行為は国家特許登録簿に職権により登録されるものとする。職権による実施権は専ら通常実施権となる。職権による実施権に由来する権利は、譲渡、移転もしくは担保権設定の対象とはなりえない。

2.1.9.4 取消

以下のいずれかに該当する場合、裁判所は利害関係者の請求に応じて特許を取り消すことができる。

- 発明に特許性がない場合
- 明細書が、当業者が発明を実施しうる程度に十分な方法で発明を開示していない場合
- 発明の主題が、出願時の願書に示されていた範囲を超えて拡張されている場合
- 特許によって求める保護の範囲が、クレームによって画定されていない場合

取消理由が特許の一部のみについて関係する場合、取消は、取消理由に対応するクレームに限り命じられるものとする。

あらゆる利害関係者は、取消訴訟を提起することができる。特許の無効を立証するための訴訟においては、検察官が当事者として訴訟参加し、特許の無効を求める訴答を提出することができる。検察官は、特許の無効を求める訴訟を直接に提起することもできる。

特許権者がその権利を喪失した特許発明および特許が取り消された発明を、他の特許出願の主題とすることはできない。

特許または特許発明の改良もしくは開発に係る追加証明書は、主特許と同時に消滅するものとする。ただし、追加証明書が取消の影響を受けておらず、それらの追加証明書による改良が1個の発明を構成する場合はこの限りではない。

2.1.9.5 特許発明の保護における税関の役割

特許権を有する者は、モロッコ国境において自らの権利を保護するよう税関に要請することができる。輸入・輸出される商品およびモロッコを通過する商品が模倣品もしくは侵害品であると税関当局が疑うか断定した場合、当局は当該商品の通関停止を命じることができる。当局は、自らがとった措置を権利者および輸入者に通知する。

2.2 意匠および産業モデル

2.2.1 工業所有権の保護に関する法律第 17-97 号(法律第 31-05 号および第 23-13 号により改正)ならびに工業所有権の保護に関する法律第 17-97 号を施行する 2004 年政令第 2-00-368 号(2006 年政令第 2-05-1485 号により改正)

工業所有権の保護に関する法律第 17-97 号(法律第 31-05 号および第 23-13 号により改正)ならびに工業所有権の保護に関する法律第 17-97 号を施行する 2004 年政令第 2-00-368 号(2006 年政令第 2-05-1485 号により改正)(以下「工業所有権法」と称する)の第IV編は、モロッコにおける意匠および産業モデルの保護について定めている。同法の意味合いにおいては、工業所有権の保護は、発明特許、集積回路の回路配置(トポグラフィ)、意匠および産業モデル、商標および役務商標、商業名、地理的表示および原産地名称、不正競争の抑止に係るとされている。

意匠または産業モデルとは、対象物の装飾的または審美的な側面を構成するものである。これらは立体で、物体の形状や表面である場合もあれば、線や色の集合のような2次元形状である場合もある。

工業所有権法の適用上、意匠とは線または色の集合体を意味し、産業モデルとは線や色を伴っているか否かを問わない立体的な形状を意味するが、それらの集合体または形状が工業製品または手工芸品に特別な外観を与えることと、工業製品または手工芸品を製造する際にひな形として用いることができることが条件となる。意匠または産業モデルは、それらに新規性を付与する識別性と認識可能性を備えた形状によって、または独自の新規な外観を与える一または複数の外部効果によって、類似品と異ならなければならない。絶対的新規性が要求される。

意匠または産業モデルは製品の視覚的側面を対象としており、製品の技術的または機能的な側面を対象とする特許とはその点で異なっている。以下の事例に見るように、意匠または産業モデルは、製品および製品の包装の装飾的または審美的な側面を構成するものである。

- 意匠とは平面的な要素であり、製品の美的外観を特徴づける線または色の集合をいう
- 産業モデルとは立体的な要素であり、線や色を伴うか否かに関わらず、あらゆる造形的な形状をいう
- 意匠または産業モデルは、形状、形態、美的外観または装飾に関わる特徴を有している

意匠権は、意匠または産業モデル、またはその両方の組合せに対して与えられる権利である。意匠または産業モデルの保護期間は出願日から5年であるが、2度の更新が認められ、最長で15年となる。意匠または産業モデルに関する所有権は、権利者に排他的な利用権を与えると同時に、権利者が模倣に対して効果的に対抗し、自らの製品の美的側面に関わる独創性を高めることを可能にする。

ハーグ協定に従った意匠または産業モデルの登録に要する費用は、保護の対象となる意匠及び産業モデルの数や、保護を求めようとする国の数によって異なってくる。意匠および産業モデルの国際的保護に関する料金計算ソフトが WIPO のウェブサイト上で利用できる（サイトのアドレスは以下の通り：<http://www.wipo.int/hague/fr/fees/>）。

2.2.2 登録の要件

意匠および産業モデルが、その登録出願日または有効に主張された優先日（優先権が主張される場合）より前に宣伝その他の手段によって公開されていなかった場合、それらは新規と見なされる。

意匠または産業モデルの登録出願日に先立つ 6 か月以内に、「工業所有権保護のための国際同盟」のいずれかの加盟国の領域内で開催された公式または公認の国際博覧会において、当該意匠または産業モデルが最初に提示されていたという事実があっても、それだけで当該意匠または産業モデルが既に公開されていたと見なされることはない。

意匠または産業モデルの所有権は、それらの創作者または同人の権利継承者に帰属するものとする。ただし、意匠または産業モデルの登録を最初に出願した者は、別段の事実が立証されない限り、その意匠または産業モデルの創作者と推定される。

同一の対象物が特許適格な発明であると同時に新規の意匠または産業モデルでもあると考えられる場合、その意匠または産業モデルの新規性を構成する要素と発明の構成要素を分離することが不可能だとすれば、その物は専ら特許に適用される法規に基づいて保護される。

適正な手続に従って出願され、OMPIC によって登録された意匠または産業モデルのみが、その出願日から工業所有権法が提供する保護を享受するものとする。

工業所有権法が提供する保護は、公序良俗に反する意匠または産業モデルには適用されない。また、管轄当局から使用許可を得ていない肖像、標識、略称、名称、装飾、紋章および通貨を複製した意匠または産業モデルも、保護の対象外とされる。

1 回の出願によって 100 個までの意匠の登録を出願できるが、それらの意匠は、意匠国際分類(ロカルノ分類)の同一の類に属するものでなければならない。

意匠の創作者が従業員である場合につき、法は所有権に関する特別規定を設けている。創作者が従業員である場合、当該従業員に特に有利な契約条項がない限り、工業所有権を取得する権利の帰属は工業所有権法に含まれる規定に従って決定されることになる。

従業員の実際の職務として独創的な任務が盛り込まれた労働契約の履行過程または従業員に明示的に委託された調査研究の遂行過程で当該従業員が創作した意匠は、雇用者に帰属するものとする。そのような意匠の創作者である従業員が追加報酬を受け取る際の条件は、労働協約と個人の雇用契約によって決定される。追加報酬に関わる紛争は、裁判所に付託されることになる。

以上に挙げたもの以外の意匠は従業員に帰属する。ただし、従業員が自らの職務の遂行過程で、または雇用者である会社の活動分野において、または会社が有している知識、技術または特殊な手段の利用によって、または会社が入手したデータを使用することによって意匠を創作した場合、従業員は直ちにその旨を雇用者に通知することを要求される。この通知は、配達証明付きの書留郵便によって送付される宣言書の形で交付される。複数の創作者が存在する場合、それら創作者全員または一部の創作者によって共同宣言書が作成されることがある。この宣言書の内容は、規則によって規定されるものとする。従業員は、上記の宣言書を受け取った日から 6 か月以内に OMPIC に意匠を出願することによって、自らの従業員が考案した意匠に対する所有権または当該意匠に由来する権利の全部または一部の享有を主張することができる。ただし、従業員が上記の期限内に意匠を出願しなかった場合、その意匠は従業員の権利に戻ることになる。従業員は正当な対価を獲得する権利を有し、対価に関する当事者間の合意が存在しない場合、正当な対価は裁判所によって決定される。裁判所は、提出されたすべての要素(特に雇用主と従業員が提出した要素)を考慮に入れ、雇用者・従業員双方の貢献度と意匠の産業的および商業的有用性に鑑みて公正な対価を算定するものとする。

被用者と従業員は、意匠に関わる関連情報全般を互いに提供しあうものとする。被用者と雇用者は、意匠に基づき与えられる権利の行使を全面的または部分的に妨げるような開示を行わないよう配慮するものとする。従業員が創作した意匠に関する従業員と雇用者間の合意は書面に記録されるものとする。

モロッコは、パリ条約、ハーグ協定に加入している。モロッコの意匠出願は、タンジェおよび西サハラにおいても有効といわれている。

パリ条約に基づく意匠または産業モデルの出願は、優先権出願の出願日から 6 か月以内に行われることを要する。出願日から 3 か月以内に優先権文書のコピーを提出しなければならず、これが提出されなかった場合には優先権は失われ、その出願は優先権を伴わない出願として手続が進められることになる。

モロッコは「工業意匠の国際分類を確立するためのロカルノ協定」に加入していないが、出願を分類する際にはロカルノ分類を使用している。

2.2.3 願書の作成と出願

意匠または産業モデルの保護は、モロッコにおける国内出願によって取得することもできるし、ハーグ協定に基づきモロッコを指定国とする国際登録によって取得することもできる。

モロッコにおける国内出願手続は、一般に以下のような形で進められる。

- OMPIC によって提供される願書に出願人が記入を済ませる必要がある。願書は、そのまま OMPIC に提出してもよいが、以下のサイトから電子出願を行うこともできる：<http://www.directinfo.ma/>
- 意匠または産業モデルの簡潔な説明が要求される。この説明は正確なものでなければならず、かつ、過去の類似の意匠または産業モデルと出願する意匠または産業モデルを区別するものでなければならない。識別力を有する意匠または産業モデルの美的特徴を列挙した上で、最も重要な特徴を説明すべきである
- 出願人が代理人に手続の代行を求める場合、委任状の提出が要求される

出願について行われる審査は方式審査のみである。

ハーグ制度は、ハーグ協定に加入している国および/または政府間組織における意匠登録の仕組みを提供している。これを管理しているのはジュネーブ(スイス)にある WIPO の国際事務局である。1 つの言語で書かれた 1 通の願書を 1 つの当局に提出し、1 種類の通貨(スイスフラン)で費用を収めるだけで、複数の国において意匠もしくは産業モデルの保護を得られる可能性がある。

意匠および産業モデルの国際登録に関するハーグ制度の下では、1 回の国際出願によって 100 個までの意匠を 60 以上の領域で登録することができる。

さらに、登録後の意匠・産業モデルの管理も、ハーグ制度によって大幅に簡素化されている。WIPO 国際事務局に対する 1 度だけの手続によって、後日の登録内容の変更や登録の更新を登録簿に記載することができるからである。自社の意匠および産業モデルを国際レベルで、すなわち複数の国において登録しようとする企業も、意匠および産業モデルの国際出願に関してハーグ協定が提供する手続を選択できる。この手続をモロッコで管理するのは OMPIC である。モロッコ国籍の出願人は、国際出願の願書 1 通を OMPIC に提出するだけでよい。それだけで、その意匠または産業モデルは、出願人が保護を希望する多くの締約国において保護されることになる。

ハーグ協定は、さまざまな国について意匠や産業モデルの登録を出願するための、単純で比較的安価な仕組みを提供している。ハーグ協定に関する情報や願書の書式は、以下の WIPO のウェブサイトで見ることができる: <http://www.wipo.int/hague/fr/>

2.2.4 関係書類

意匠または産業モデルの出願には、以下の要件が適用される。

- 所定の書式による願書(出願人の名称・氏名、連絡先情報等を含め、出願人に関する詳細情報を記載すること)
- 委任状(公証等は不要。署名のみでよい)
- 意匠または産業モデルを再現した適正な図画または写真(3 枚)

- 譲渡証書
- フランス語訳またはアラビア語訳を添えた新規性に関する陳述書
- フランス語訳またはアラビア語訳を添えた簡潔な説明(3通)
- 優先権書類の謄本.

2.2.5 出願手続

意匠または産業モデルの登録を希望する者は、OMPI に意匠または産業モデルの登録を出願するものとする。この願書の提出は、出願人または同人の代理人によって行うことができる。

1 通の願書を提出することにより、100 個までの意匠または産業モデルの登録を出願できるが、それらの意匠または産業モデルは同一の分類に属していなければならない。

意匠または産業モデルの出願書類には、出願日の時点で以下のものが含まれていることを要する。

- 意匠または産業モデルの登録願書(意匠または産業モデルの主題を明記したもの)
- 意匠または産業モデルの図画または写真による複製 3 通ならびに図画または写真による複製のリスト。複製には簡潔な説明を添えることができる。
- 所定の手数料の納付証明書

上述の書類が出願日に提出されない場合、出願人または同人の代理人は、出願日から 3 か月以内に出願書類を完全なものにしなければならない。所定の期間内に完備した出願書類が提出された場合、その出願については当初の出願の出願日が維持される。3 か月という猶予期間は正味の期間である。その最終日が祝祭日または休日にあたる場合、猶予期間は次の営業日まで延長されるものとする。

出願日を立証する受理証明書は、願書提出後ただちに申請人または同人の代理人に発行される。

以下のいずれかの項目に該当する場合、意匠または産業モデルの登録出願は拒絶されるものとする。

- 当該意匠または産業モデルが意匠またはモデルの定義に合致していない
- 当該意匠または産業モデルが公序良俗に反するか、管轄当局から使用許可を得ていない肖像、標識、略称、名称、装飾、紋章および通貨を複製したものである
- 上述の3か月の期限内に完備した出願書類が提出されていない

意匠または産業モデルの登録出願が拒絶される際には、拒絶の理由を示した拒絶理由通知が配達証明付きの書留郵便によって出願人または同人の代理人に交付されることになる。拒絶理由通知は、意匠または産業モデルの登録簿に記載される。

意匠または産業モデルの出願書類が拒絶の対象とならなかった場合、それらの意匠または産業モデルはOMPICによって登録され、登録に先立って実体審査が行われることはない。意匠または産業モデルの出願については、専ら方式審査のみが実施されることになる。

意匠または産業モデルの登録日は、それらの出願日となる。出願は意匠および産業モデルに関する国家登録簿に登録される。

意匠または産業モデルの登録手続に要する期間は、当該意匠または産業モデルの出願書類が完備しているか否かによって異なり、通常は1日から3か月である。出願人または同人の代理人が手続の継続を要求する場合の追加猶予期間は2か月とされている。

意匠または産業モデルについては、異議申立手続は存在しない。

2.2.6 登録後

2.2.6.1 登録意匠の効果

意匠または産業モデルの登録に伴い、工業所有権を証明する文書（「意匠または産業モデルの登録証明書」と呼ばれる）が提出・登録される。

意匠または産業モデルの登録日を記載した報告書と登録証明書が出願人または同人の代理人に宛てて発行される。その後、意匠または産業モデルは OMPIC により公式の意匠公報に公開される。

意匠または産業モデルの創作者または同人の権利継承者は、意匠または産業モデルの利用、販売または販売委託を行う排他的権利を有するものとする。意匠または産業モデルの登録により、それら登録の権利者には、他人が商業的または産業的な目的のために以下の行為をなすことを禁止する権利が与えられる。

- その利用を目的とした意匠または産業モデルの複製
- 保護された意匠または産業モデルを複製した製品の輸入、販売申出または販売
- 販売申出または販売を目的とした製品の保管

意匠または産業モデルの登録証明書を所有する者の権利を侵害することは、侵害に相当する。侵害品の製造者以外の人物が侵害品の販売申出、市販、複製、使用、使用または市販を目的とする保管を行った場合、その人物が事実関係を完全に知っていながらそのような行為をなした場合に限り、行為者の有責性を暗示する行為となる。

侵害訴訟は、意匠または産業モデルの登録証明書の権利者によって提起されることになる。ただし、専用実施権の受益者(ライセンシー)は、同人が交わしたライセンス契約に別段の定めがない限り、廷吏または裁判所事務官から通知の送達を受けた権利者が侵害訴訟を開始しない場合に訴訟を提起することができる。権利者は、上記に従ってライセンシーが提起した侵害訴訟に参加する権利を有するものとする。ライセンシーは、自らが個人的に被った損害の賠償を得るために、権利者が開始した侵害訴訟に参加する権利を有するものとする。

意匠または産業モデルの権利者は、自らが被害者であると主張する侵害に関する証拠を、あらゆる手段により提供することができる。権利者はさらに、侵害が発生した場所の裁判所長が発行した命令に従い、廷吏または裁判所事務官に侵害被疑製品の詳細な目録の作成を進めるよう指示する権利を有するものとする(この際に当該製品の押収が行われる場合もある)。この目録作成は、適格な専門家の支援を得て実施される。上述の命令の執

行は、原告側が保証金を提供することを条件として行われることがある。同じ命令により、裁判所長は、裁判所事務官が適格な専門家の支援を得て侵害の発生源、性質および範囲を確認するための取り調べを実施するのを許可することができる。上述した条件の下で専用実施権を有するライセンスも、同様な権利を享受するものとする。上述の命令が執行された日から30日以内に原告が訴訟を開始しなかった場合、押収が行われたか否かを問わず、上述の詳細な目録は自動的に無効となるが、それによって損害賠償請求権が損なわれることはない。

侵害行為の継続を阻止するために必要である場合、裁判所は、被害者の請求に基づき、請求人の利益のために、侵害行為の禁止が効力を発生した日の時点で、侵害に相当すると認定された商品(侵害者の所有財産)や、侵害の実行を特に意図した装置または手段の没収を適宜命じることができる。没収された物品の価額は、損害賠償額の算定にあたって考慮されるものとする。

意匠権者の権利を故意に侵害した者は、25,000～250,000 ディルハムの罰金刑に処されるものとする。侵害者が被害者の従業員・代理人であった場合には上述の刑罰は加重され、50,000～250,000 ディルハムの罰金刑および1か月以上6か月以下の禁錮刑(または以上の刑罰のいずれか一方)が科される。侵害被告が累犯者であった場合にも、上述の刑罰は加重されるものとする。侵害被告が過去5年以内に同様な行為につき刑が確定している場合、その者は累犯者とされる。さらに、裁判所は、侵害品と認定された商品(侵害者の財産)の廃棄や、侵害の実行を特に意図した装置または手段の廃棄を命じることができる。

2.2.6.2 維持料金と権利の回復

意匠または産業モデルの保護期間は出願日から5年であるが、2度の更新が認められるため最長で15年となる。権利者は、保護期間の終了に先立つ6か月以内に更新を申請しなければならない。ただし、意匠または産業モデルの保護期間が満了した後も、権利者には6か月の猶予期間が与えられる。更新は、登録の有効期間が満了した日から起算される。

ハーグ協定に基づく国際登録は、以下の 2 つのサイトにアクセスすることにより、WIPO を通じて更新を行うこともできる。

<http://www.wipo.int/hague/fr/>

<http://www.wipo.int/hague/fr/fees>

意匠または産業モデルに関する権利の喪失が認められた場合、喪失した権利を回復する手段は存在しない。

2.2.6.3 実施権(ライセンス)

実施権は、OMPI の特別な登録簿に記載されていない限り、これを行行使することはできない。強制実施権に関する規定は存在しない。

2.2.6.4 取消

ハーグ協定に基づき、登録された意匠が指定国の国内法に定める保護の要件を満たしていないという理由で、登録済みの意匠に対して取消訴訟が提起されることがある。

2.2.6.5 登録意匠の保護における税関の役割

特許製品の場合と同様、モロッコ税関は登録意匠を侵害する商品の規制をも管轄している。この場合、登録意匠の権利者は、輸入・輸出される商品およびモロッコを通過する商品が模倣品または侵害品であるとの嫌疑または認定に基づき、当該商品の通関停止を税関当局に求める申請を行うことができる。その後、当局がとった措置が権利者および輸入者に通知される。この通知の後で更に新たな措置がとられることもある。

2.3 商標

2.3.1 商標法(工業所有権の保護に関する法律第 17-97 号)および同法施行規則

商標の保護は、モロッコにおいて当該商標が既に使用されているか今後使用する予定であるかに関わらず、「工業所有権の保護に関する法律第 17-97 号(法律第 23-13 号および第 31-05 号により改正)ならびに同法の施行規則(政令第 2-14-316 号)(これらを以下「商標法」と称する)に基づく登録によって得られる。

モロッコにおける保護対象には、商標および役務商標、商業名、地理的表示および原産地名称が含まれる。

OMPIC に国際登録出願の願書を提出することにより、外国の商標登録出願を行うことができる。その場合、OMPIC は原出願の監督官庁としての役割を果たす。

2.3.2 登録の要件

商標法第 133 条は商標を以下のように定義している。

「自然人または法人の商品およびサービスの識別に用いられる図的表現が可能な標識」

特に以下に掲げるものは、上述の図的表現が可能な標識を構成しうる。

- あらゆる形態の名称: 言葉、言葉の組み合わせ、姓および地名、筆名、文字、数字、略称等
- 図面ラベル、印章、縁飾り、浮彫、ホログラム、ロゴ、合成画像などの図形的標章、特に製品もしくはその包装またはサービスを識別させるもの形状、色彩の配置や組み合わせ、または濃淡
- 言語商標と図形商標の組合せ
- 音声、楽曲等の音の標識
- においの標章
- 立体標章

商標法第 134 条は識別性に欠けると見なされるものを規定しており、その中には以下のようなものが含まれる。

- (a) 日常用語または技術用語において、単に商品またはサービスの必然的な呼称、一般的な呼称もしくは通常の呼称を構成するに過ぎない標識または名称
- (b) 商品またはサービスの特徴、特にその種類、品質、数量、用途、価値、当該商品の生産もしくは当該サービスの提供が行われる地理的原産地または時期を示すために用いられる標識または名称
- (c) 専ら製品の性状もしくは機能により決定される形状または商品に実質的な価値を与える形状のみから構成された標識

商標法第 135 条は、商標として採用してはならない標章または標章の要素の例を以下のように列挙している。

- モロッコ国王陛下または王族の肖像、モロッコ王国または他のパリ同盟加盟国の紋章、国旗、公式な記章もしくは徽章、国際連合または諸々国際機関が採用し、または保護を確保するために既に国際協定の対象となっている各機関の略称もしくは名称、国家または外国の勲章、モロッコ、外国の硬貨もしくは紙幣、または紋章学的見地からの模倣。ただし、上述の標識は、管轄当局からの許可書を提出することを条件として、OMPIC によって登録されることがある。
- 公序良俗に反する標識または法により使用が禁じられる標識
- 特に商品またはサービスの性状、品質または原産地に関して公衆に誤解を生じさせるおそれのある標識

商標法は、既存の権利を侵害する場合に商標として採用しえない標識を定めている。既存の権利の例としては特に以下のようなものがあげられる。

- 既に登録されているか、「工業所有権の保護に関するパリ条約」第 6 条の 2 にいう意味で周知である先行商標
- その使用が公衆に混同を惹起するおそれがある、特定の会社の名称または商号
- その使用が公衆に混同を惹起するおそれがある、国内領域全体に広く知られている商業名または標識

- 保護の対象となっている原産地の地理的表示または原産地名称
- 「文芸的または芸術的著作物の保護に関する法律」によって保護されている権利
- 保護の対象となっている意匠または産業モデルから発生した権利
- 他人の人格権、特に他人の姓氏、筆名、またはそれらに類似する権利
- 地方当局の名称、画像または評判

商標が使用される商品またはサービスの性状によって、当該商標の出願や有効性が妨げられることは一切ない。商標は団体商標であっても個人の商標であってもよい。制定法の規定に別段の定めがない限り、商標または役務商標の使用は任意である。

商標法は、伝統的な商標、新しいタイプの商標、モロッコ国内においても周知である国際的な周知商標、容器の商標、証明商標、団体商標に保護を提供している。

モロッコの法には善意の併存使用に関する規定が含まれていない、という点に注意することが重要である。

2.3.3 願書の作成

OMPIC の所在地はカサブランカである（住所：R.S. 114 KM 9,5 Route De Nouasseur - Sidi Maarouf Casablanca）。商標登録出願の願書はすべてフランス語で作成され、所定の方法に従って当局に提出されることを要する。商標登録証の取得を希望する者は、商標または役務商標の登録を求める願書を OMPIC に提出する必要がある。願書の提出は、出願人または同人の代理人によって行うことができる。

商標登録出願はカサブランカの OMPIC 本庁において行われるか、モロッコ全土の 28 か所に設けられている OMPIC の地方支局または商標登録専用の出張所、カサブランカ商業会議所およびカサブランカに所在するフランスの商業会議所において行うことができる。DirectInfo のサイト (<https://www.directinfo.ma/>) で提供されているサービスを用いてオンラインで商標登録出願を行うこともできる。

商標の所有権は登録によって取得されるものとする。商標を共有で登録することもできる。

通常出願について定められた所定の要件と方式に従い、電子的な手段を用いて出願書類を提出することも可能である。その場合、当局が書類を受理した日が出願日と見なされる。

後述するように、所定の書式(M1)に則った願書に必要な記載を済ませた上で提出しなければならない。必要な記載事項としては、登録出願人の名称・氏名(文書の送達先となる出願人の住所および国も記載すること)、商標の名称、色(色彩を用いた商標の場合)、商標の使用対象に指定する商品およびサービス、優先権に関する詳細情報(優先権が主張される場合)等が挙げられる。

出願書類には、それぞれの商標が通常商標、証明商標、団体商標のいずれにあたるかが明記されていないなければならない。

出願される商標にローマ字以外の文字または数字が含まれる場合、そのような商標は図形商標と見なされる。この場合、当該商標の音声表記または翻訳を提供するための記述を出願書類に盛り込む義務はない。同様に、フランス語以外の言語が商標に含まれている場合にその翻訳を提出する義務もないと考えられている。

モロッコにおける文書の送達先となる住所(モロッコに所在する法律事務所の住所か、出願人がモロッコ人の場合には出願人本人の住所)は、必ず記載されなければならない。商標登録簿は、モロッコ国外に所在する企業や法律事務所には対応しないため、この点で、出願人の代理人として登録出願を行うことができるのはモロッコ国内の法律事務所のみであることを指摘しておかねばならない。

明瞭かつ明確な方法による商標の表現が提出されなければならない。特定の色で表示される商標を登録し、使用しようとする場合、当該商標の使用形態には色が明示されていないなければならない。商標の色は、一般的な色名により指定されるか、特定の Pantone 色番号を示すことによって指定されることを要する。商標が外国の言葉、文字、数字または記号であるか、商標の中にそれらが含まれる場合、登録簿に記載するためにそれら外国語の意味を示す必要はない。

これは重要な点であるが、商標の国際分類の中から関連の商品またはサービスが属する類を指定するとともに、その類に属する特定の商品またはサービス(モロッコにおいて登録される商標に関係するもの)の説明を添えなければならない。

国際的な優先権(モロッコでの出願前 6 か月以内に出願された日本国の登録出願に基づく優先権等)を主張する出願の場合、先の出願に関する詳細情報が提供されなければならない。より具体的に言えば、先行出願の出願番号、出願日、出願された国を明記しなければならない。パリ条約に基づく優先権を主張する出願人は、モロッコでの出願日から 4 か月以内に、同条約の締約国において提出された願書のコピーを登録官に提出しなければならない。

必要事項がすべて適正に記載された願書は、所定の出願手数料を添えて商標局に提出することができる。願書の提出は電子データの送信によって行い、関係書類(後述)は願書提出後に別途提出することもできる。

商標局は願書提出の直後に願書が提出されたことを証明する出願受理証を発行するが、この文書には出願日および当局が割り振った正式な出願番号が併せて記載されることになる。

実務面の配慮として、登録可能性と侵害に関する調査を出願前に実施することが強く推奨される。商標局の公式記録とインターネットの両面からそのような調査を行えば、商標登録の相対的拒絶理由および絶対的拒絶理由の有無を事前に判断することができる。審査にあたる登録官が登録の障害となりうる要素として相対的拒絶理由(または第三者の先行商標)を考慮することはない、という点に留意することが重要である。登録商標が公示された時点から、第三者の出願に対して異議申立を提起する責任が利害関係者に課されることになる。だが、調査を実施することにより、後日の障害(登録商標が公示された時点で第三者が提起する異議申立等)を避けることができる。

2.3.4 関係書類

商標登録の出願書類には、その提出の時点で以下の文書が含まれていなければならない。

- 出願人がすべての必要事項を適正に記載した願書(書式 M1 に則ったもの)
- 白黒で表示された商標見本の複製 2 点
- カラー表示された商標見本の複製 2 点(色付きの商標を出願する場合)
- 商標の複製を可能にするフィルム
- 所定の手数料の納付証明書
- 日付と出願人(または適正な権限を有する出願人の役員/代表)の署名が付された登録に関する委任状が OMPIC に提出されなければならない。OMPIC は全権委任状を認めており、それにより、受任者である法律事務所が出願人の代理人として以後の出願手続全般および登録官との交渉事に取り組むことが可能になる。委任状は、出願の後で提出することもできる。
- 国際的優先権を主張する出願の場合、モロッコにおける商標出願日から 4 か月以内に、先に提出された願書の謄本(関係国の商標管轄官庁が発行したものを OMPIC に提出しなければならない(フランス語またはアラビア語に翻訳された宣誓書を添えること)。
- 証明商標の場合、自らが出願に関係する商品またはサービスの商取引に携わっていない旨の出願人の陳述書と、当該商標の使用に適用される規則を願書とともに提出しなければならない。
- 団体商標の場合、当該商標の使用に適用される規則を願書とともに提出しなければならない。

国際出願の出願書類には以下の文書等が含まれていなければならない。

- 書式 MI1 に則った願書(OMPIC から要求される)
- 白黒で表示された商標見本の複製 2 点(国内の商標局に提出されるものと同じ)
- 色付きの商標の場合、カラー表示された商標見本の複製 2 点(国内の商標局に提出されるものと同じ)
- 委任状(手続の代行を委任する場合)
- 書式 MM1、MM2 または MM3 に則った書類

- 所定の手数料の納付証明書

国際登録出願に要する費用は、いくつかのパラメータによって決定される(選択した国、出願される分類の数、商標の色の有無等)。以下のサイトで提供されている料金計算ソフト(<http://www.wipo.int/madrid/fr/fees/calculator.jsp>)を用いて、費用のシミュレーションを行うことができる。諸費用は OMPIC に支払い可能である。

商標出願に関係する手数料は、**付属書 A**に示されている。

2.3.5 出願手続

登録官は、商標出願について完全な方式審査を行うことになる。商標出願日の時点における絶対的拒絶理由に基づく実体審査が実施される。相対的拒絶理由は考慮されない。

審査の後、登録官は出願に対する自らの判断を記した審査報告書を発行する。登録官は、自らが必要と考える補正、修正、条件または制限の適用を前提として出願を認容することもできる。登録官が暫定的に出願を拒絶することもあれば、完全に拒絶することもある。

審査日から 3 か月の期間が、審査報告書に従うために与えられる。手続の続行を請求することで、更に 2 か月の猶予期間が与えられる。

登録官が出願について通常要求する条件は、願書に記載される商品またはサービスの修正である。この修正の目的は、欺罔もしくは混同が生じるのを避けるため、商標を使用する対象を出願により指定された特定の商品またはサービスのみを制限することである。

登録官が指示した条件が満たされた場合、その商標は公式商標目録(Official Catalogue of Trademarks)によって公示されることになる。

公式商標目録により公示された個々の出願に対して、利害関係を有する第三者は誰でも、公示後 2 か月以内に異議申立を提起することができる。公式商標目録は、OMPIC のウェブ

ブサイトおよび DirectInfortion のサイト(<https://www.directinfo.ma/>.)で閲覧することができる。

ただし、異議申立の提起に関する期限は延長不可である。

出願に対する異議申立が提起されなかった場合、出願手続きが続行され、商標の登録許可と登録の段階に至る。登録官はしかるべき手順に従って正式な登録証明書を発行することになる。

ひとたび登録された商標は、出願日から 10 年間にわたって保護される。登録による保護期間は更新が可能である。

2.3.6 商標登録後

規則に従って出願され、OMPIC によって登録された商標のみが、その出願日の時点から商標法が提供する排他的権利および保護を享受するものとする。

商標登録は工業所有権の証明を意味し、その証明のために商標法に基づく書式および条件に従って「商標登録証または役務商標登録証」と呼ばれ文書が提出され、登録されるものとする。

登録は、その後 10 年毎に更新することができる。所定の更新手数料は、更新日に先立つ 6 か月以内に登録官に納付することができる。また、更新日が過ぎた場合であっても、追加料金(更新遅延手数料)の支払を条件として、更新日から 6 か月以内に更新手数料を納付することができる。

登録更新は、登録の対象となる商品またはサービスの区分および/または説明を変更・修正する機会を与えるものではない。そのような補正を行うためには、新規に商標出願を行うことになる。

更新手数料の納付が期限内に行われなかった場合、登録は失効し、商標登録簿から削除されることになる。失効した商標が商標局のデータベースから削除されることはないが、当該商標の権利者以外の者が登録出願を行う場合、失効した商標または削除された商標は、第三者の商標の登録可能性を妨げる障害とはならない。

登録が失効した場合、登録簿への登録を回復する機会が商標権者に与えられることはない。登録期間が満了した商標を更新する場合につき、商標法は、上述の 6 か月の猶予期間を認めている。この猶予期間は厳格なものであり、期限が順守されなかった場合、その商標は完全に失効することになる。それはつまり、既に失効した商標の登録回復に関して、商標法は規定を設けていないということである。

モロッコの商標登録を維持するためには、商標権者がモロッコ国内において自らの商標を誠実に使用し続ける必要があるという重大な点を指摘しておくべきだろう。過去 5 年以上の期間にわたってモロッコ国内でそのような商標使用がなされていないという事実に基づき、不使用に基づく商標登録の取消が認められることがあるからである。商標の使用がなされていない場合、その不使用の結果として、商標登録簿から当該商標を削除するよう第三者が請求することもありうる。

登録商標は、担保証書による担保権設定の対象となりうる。その場合、証明のために、商標の登録証が添付されることもある。

商標から発生する権利の全部または一部を譲渡によって移転することも可能である。この権利譲渡の登録は義務付けられていない。ただし、譲渡は書面によって行われなければならない。

商標法には、商標の使用許諾に関する規定が設けられている。この場合の使用権は、独占的か非独占的かを問わない。さらに、商標権者が侵害訴訟の提起を拒否した場合、使用権者(ライセンシー)はモロッコにおいて侵害被疑者を相手取った侵害訴訟を提起することができる。

モロッコにおいて登録されていない商標(単に使用されているだけの標章やまだ登録出願中の商標など)に関して、当該商標がモロッコで登録されているか登録商標の一部である旨の表明をなした者や、登録対象でない商品またはサービスに関して当該商標が登録されている旨の表明をなした者、または使用に関する制限が登録簿に記載されており、従って当該登録が排他的な権利が提供していないにも関わらず、登録によって当該商標を使用する排他的権利が提供されている旨の表明をなした者は、刑法上の犯罪について有罪とされ、罰金刑または禁錮刑を伴う有罪判決を受けるものとする。

2.3.7 商標の取消(登録抹消)

商標に関する権利を保護するにあたっては、モロッコにおける商標の使用が要件とされる。

商標の登録日または商標が最後に使用された日から連続 5 年以上の期間にわたって商標権者が正当な理由なく当該商標を使用していないという事実に基づき、利害関係者は登録商標の全部または一部の取消を請求する権利を有する。取消請求に先立つ 3 か月間に、または不使用による取消請求の可能性を商標権者が知った後で、問題の商標が使用された場合、そのような使用は取消請求の提起を妨げない。

商標取消の訴訟は商事裁判所によって審理される。

問題の商標の使用対象として登録された商品またはサービスに関して当該商標が実際に継続的に使用されていたことを立証する責任は、商標権者に課される。現に使用されている別の商標が、不使用に基づく取消請求の対象となっている登録商標と同一の識別性要素を備えていることを商標権者が立証しうる場合、その別の商標の使用が裁判所によって認容されることもある。

2.3.8 商標侵害

登録商標の権利者は、自らの登録上の権利が第三者によって侵犯された場合に、侵害訴訟によって対抗する措置をとることができる。

商標または役務商標の権利者が有する権利の侵犯は、すべて商標侵害に相当する。侵害品の製造者以外の人物が侵害品の販売申出、市販、複製、使用、使用または市販を目的とした保管を行うことは、その人物が事実関係を完全に知っていながらそのような行為をなした場合に限り、行為者の有責性を暗示する行為となる。

侵害訴訟は商標または役務商標の登録証を有する権利者によって提起されるものとする。一定の状況において、専用使用権者は、商標権者本人が侵害訴訟を開始しない場合に訴訟を提起することができる。

登録出願人、登録商標の商標権者または登録商標につき専用使用権を有する者は、裁判所長が発行した命令に従い、廷吏または裁判所事務官に対し、侵害被疑製品の詳細な目録の作成を進めるよう指示するか（この際にサンプルの採取が行われるか否かは問わない）、自らの権利を侵犯して権利者の商標が表示され、販売申出、引渡もしくは提供の対象となっている商品またはサービスの押収手続を進めるよう指示する権利を有するものとする。これらの手続は、適格な専門家の支援を得て実施される。同じ命令により、裁判所長は、裁判所事務官が適格な専門家の支援を得て侵害の発生源、性質および範囲を確認するための取り調べを実施するのを許可することができる。

上述の命令の執行は、原告による保証金の提供を条件として行われることがある。後日になって侵害訴訟が事実無根であったことが判明した場合に、被告が被った不利益につき、できる限り賠償を提供するためである。

上述の命令が執行された日から最長で 30 日の期間内に、原告が裁判所に訴訟を開始しなかった場合、上述の詳細な目録は自動的に無効となるが、それによって損害賠償請求権が損なわれることはない。

侵害行為の継続を阻止するためにそのような措置が必要である場合、特段の事情がある場合を除き、裁判所は、被害者の請求に基づき、侵害行為の禁止が効力を発生した日の時点で、侵害に相当すると認定された商品（侵害者の所有財産）の廃棄を命じるか、侵害の実行を特に意図した装置または手段の廃棄を必要に応じて命じることができる。

商標権者は、現実には発生した損害賠償額と禁止された活動に由来する利得であって当該損害賠償算定の際に考慮されていなかったものがあれば、その額を加算した額を求めるか、または、商標権者が被った損害の補償として公正と裁判所が見なすところに従って5,000 ディルハム以上 25,000 ディルハム以下の金額を賠償として受け取るかを選択することができる。

以下のいずれかに該当する人物は侵害者と見なされ、2 か月以上 6 か月以下の禁錮刑および50,000 ディルハム以上 500,000 ディルハム以下の罰金刑(または以上の刑罰のいずれか一方)に処されるものとする。

- 登録商標を模倣した者または他人に帰属する商標を詐欺的に表示した者
- 利害関係者の許可なく商標を使用した者。購買者の誤解を惹起するような「～式」(formula)、「～風」(manner)、「～製法」(recipe)、「イミテーション」(imitation)、「～タイプ」(type)といった語や、以上に類する別の語が商標に追加されていたとしても同様である
- 特定の製品に侵害商標が表示されているという事実または詐欺的な商標の表示が行われているという事実を知りながら、正当な理由なく当該商品を保管している者、または侵害商標の下で商品またはサービスの販売、提供、供給もしくは供給申出を故意に行った者
- 登録商標に基づいて要求される商品やサービスとは異なる商品またはサービスの引渡または提供を故意に行った者
- 侵害商標または詐欺的な商標が表示された製品の輸出入を行った者

以下のいずれかに該当する者は、1 か月以上 6 か月以下の禁錮刑および 25,000 ディルハム以上 250,000 ディルハム以下の罰金刑(または以上の刑罰のいずれか一方)に処されるものとする。

- 登録商標を偽造するのではなく、購買者に誤解を生じさせるために当該商標の詐欺的な模倣を行った者、または詐欺的に模倣された商標を使用した者

- 登録商標によって示される商品または製品の性状、実質的な数量、組成または活性成分の含有量、種別または原産地に関して、購買者に誤解を生じさせるような文言を表示して登録商標を使用した者
- 詐欺的に模倣された商標が表示されていることを知りながら当該商標を表示した商品を正当な理由なく保管している者、または当該商標の下で商品またはサービスの販売、提供、供給もしくは供給申出を故意に行った者

管轄当局の許可を得ずに、自らの商標または役務商標の中に使用が禁じられた標識を使用した者や、そのような標識が商標として付された天然産品または製造物をモロッコに導入し、保管し、提供し、または販売した者は、1 か月以上 3 か月以下の禁錮刑および 50,000 ディルハム以上 500,000 ディルハム以下の罰金刑（または以上の刑罰のいずれか一方）に処されるものとする。

商標または役務商標の登録証を所有する者が有する権利の侵害は、私人たる当事者または権利者から訴状が提出されなくても、検察官が自動的に指示する訴訟の対象となることがある。このような事案については、刑事裁判所が判決を下すことになる。

さらに、裁判所は、侵害品と認定された商品（侵害者の財産）の廃棄や、侵害の実行を特に意図した装置または手段の破棄を命じることができる。

上記の刑罰は、団体商標および証明商標についても適用されるものとする。

商標侵害行為に対する他の救済形態としては、差止命令、損害賠償および/または侵害品の廃棄などが挙げられる。

2.4 著作権

2.4.1 著作権および著作隣接権に関する法律第 2-00 号

モロッコの著作権は、「著作権および著作隣接権に関する法律第 2-00 号」(法律第 34-05 号により改正・補足)(以下「著作権法」と称する)に準拠し、同法によって規制される。著作権法は、著作者とされている人物には著作権および著作隣接権が与えられ、それらの権利は、以下に詳述するように、さまざまなカテゴリーの文芸的著作物および芸術的著作物(これらを以下「著作物」と称する)について存在すると規定している。著作者は、自らの著作物に関係するさまざまな行為を実行、禁止または許可するための排他的な権利を享有し、自らの著作物に関する人格権および経済的な諸権利の最初の所有者となる。

著作者は、以下の行為を実行、禁止または許可するための排他的な権利を享有するものとする。

- 永久的な複製であるか一時的な複製であるかを問わず、電子的形態による一時的な保存を含み、あらゆる方法または形態による自らの著作物の再公開または複製
- 自らの著作物の翻訳
- 翻案、編曲その他による自らの著作物の変形
- 賃貸または公共貸出の対象となるオリジナルまたは複製の所有者が誰であるかは問わず、聴覚著作物、レコード、コンピュータプログラム、データベースに含まれる著作物、または音楽著作物の楽譜のオリジナルまたは複製の賃貸または公共貸出を実行もしくは許可
- 頒布を許可していない著作物のオリジナルまたは複製の販売、賃貸、公共貸出その他による所有権または占有権の移転による公衆への頒布を実行もしくは許可する
- 著作物の公共での演奏
- 著作物の複製を輸入
- 著作物の放送
- 有線その他の伝達手段による著作物の公衆への伝達

著作者の経済的権利とは別に、それら経済的権利が移転された後であっても、著作者は以下の権利を享有するものとする。

- 自らの著作物の著作者として認知される権利、特に著作物の複製に自らの氏名を表示せしめる権利や、公衆による著作物の使用に関連して、可能な範囲で慣習的な方法に従って自らの氏名を表示せしめる権利を主張する権利
- 匿名を維持する権利または筆名を使用する権利
- 著作者の名誉または評判を損なう恐れのある著作物の歪曲、廃棄その他による変更や、他の手段による著作物の侵犯に対して異議を申し立てる権利

2.4.2 著作権保護の対象となる著作物

文芸的著作物または芸術的著作物は、当該著作物が物理的な媒体に固定されるか否かに関わらず、それが創作された時点から保護されるものとする。これら著作物が享受する権利は、著作物の表現形態、質、目的を問わず与えられるものである。法による別段の定めがない限り、著作物に伴う経済的権利および著作権の保護期間は著作者の存命中および同人の死後 70 年とする。

著作権法は、以下のような文芸的著作物または美術的著作物の独創的かつ知的な創造に対して著作権保護を提供している。

- 記述によって表現される作品
- 以下の要素を含むコンピュータプログラム
 - 言語、コード、図式その他の形態で表現される一連の指示であって、情報媒体に編入され、機械によって解読された場合に、特定のタスクを完了するか所期の結果を実現する能力を有するもの
- 言葉や口頭で表現される講演、演説、説教その他の作品
- 以下を含む音楽作品
 - 楽曲(歌詞を伴うか否かは問わない)
- 演劇作品および音楽演劇作品
- 舞踏作品および無言劇作品

- 以下のものを含む視聴覚作品(映画作品および映像ソフトを含む)
 - 相互に関係する一連の画像から構成され、音声を伴うか否かに関わらず動きの印象を与え、視覚化・目視が可能であって、音声を伴う場合には聴取が可能であるもの。以上の定義は映画作品にも適用される。視聴覚著作物によって生じる画像は、写真著作物ではなく視聴覚著作物と見なされる
- 以下のものを含む美術作品
 - 図画、絵画、彫刻、リトグラフ、皮革の型押その他すべての美術著作物
- 建築作品
- 以下のものを含む写真作品
 - 特定の情報媒体が画像を創出する能力を有するか、当該媒体から画像が創出される場合において、光その他の放射輝度を情報媒体に記録することにより生じる作品。記録を可能にする手法は、化学的手法、電子的手法、その他いかなる手法であってもよい
- 以下のものを含む応用美術作品
 - 実利的な機能を有するか、実用品に組み込まれる芸術的創作物。手工芸品であるか工業的な工程によって製造されるかは問わない
- 図版、地図、平面図、スケッチ、及び地理、地形、建築または科学に関する立体作品
- フォークロアの表現またはフォークロアにより触発された作品(以下のものを含む)

モロッコ王国の領土において、共同体によって、または共同体の伝統的な芸術的期待を満たしうると認められた個人によって発展し、保存されている伝統的な芸術遺産の特徴である要素による以下のような作品

 - (a) 大衆的な物語、詩およびミステリー
 - (b) 歌曲および大衆的な器楽
 - (c) 大衆的なダンスおよびショー
 - (d) 図画、絵画、彫刻、テラコッタ、陶器、モザイク、木工品、金属製オブジェ、宝飾品、布帛、衣装等の大衆芸術の作品
- 衣服デザインの図面
- 複数の著作者によって創作された作品を含む共同作品

2.4.3 著作権の成立要件

以下の条件が満たされている場合、著作物が創作された時点で、当該著作物が物理的な媒体に固定されていなくても、著作権は直ちに自動的に発生する。

- 当該作品が、著作権保護適格とされる上述の作品分類のいずれかに該当している
- 当該作品が、著作者の独創的かつ知的な創作によるものである
- 当該作品が、著作物の翻訳、翻案、音楽的な編曲その他による作品の変形やフォークロアの表現の変形に関係している
- 百科事典、アンソロジー、データベースといった、作品の集合、フォークロアの表現、単純な事実やデータに関係しており、それらの作品が機械読み取り可能な情報媒体上に複製されているか、主題の選択・調整・配列を通じて知的創作物を構成する別段の形態をとっているかは問わない
- 公立図書館に保管されていた古文書または官民の記録保管所が保有する書類を公表する刊行物であり、刊行物の著作者が当該古文書または書類の再刊行に異議を申し立てていないもの
- 当該作品が、立法・行政・司法いずれかの性格を有する公式文書やその公式の翻訳でない
- 当該作品が最近の事件、思想、工程、システム、オペレーティング方式、概念、原則、発見または単純なデータに関係していない。そして、それらの事件等が作品の中で記載、記述、説明、解説されているか、作品に編入されているとしても、それらと作品との間に関係が存在しない
- 著作者は、当該作品を創作した自然人である
- 著作者または当初の著作権者がモロッコ王国の国民であるか、モロッコ国内に住所もしくは本社・本部を有している

以下に詳細に説明するように、著作権保護はベルヌ条約締約国にも拡張されている。

2.4.4 著作権の存続期間

一般に、法による別段の定めがない限り、著作物は作者の存命中および同人の死後70年の期間にわたって保護される。

2.4.5 著作権の所有者

著作権法に基づく基本原則は、著作物の作者は自らの著作物の著作権および著作隣接権の最初の所有者と見なされるというものである。ただし、現在では、この原則に対するいくつかの例外が存在する。こうした例外として、以下のようなものが挙げられる。

- 作者が、雇用契約に基づき、雇用関係の存続期間中に、自然人または雇用主のために著作物を創作した場合、その契約に別段の規定がない限り、著作権および著作隣接権の最初の所有者は作者となるが、当該著作物に関わる経済的権利は、著作物が創作された時点における雇用主の通常の活動に従って妥当とされる限りにおいて雇用主に譲渡されるものとする。
- 共同著作物の共同作者は、当該著作物に関する著作権および著作隣接権の最初の所有者となる。
- 視聴覚著作物の場合、当該著作物に関する著作権および著作隣接権の最初の所有者となる。

2.4.6 著作権侵害の諸形態

著作権法は、違法であると同時に作者の権利の侵害と見なされるいくつかの行為を以下のように規定している。

- 著作物の複製を阻止または制限するために、または複製される複製の質を低下させることを目的として、複製に使用される装置、システムもしくは手段を使用不能にするために特に設計または改造された装置、システムもしくは手段の製造、輸出入、組立て、改変、販売または賃貸借を行うこと
- 特定の装置、システムまたは手段が、暗号化された番組伝送信号の復号化を可能または容易にすることを知りながら、またはそのように考えるべき正当な理由が

あるにも関わらず、合法的な配信者の許可を得ることなく、そのように設計または改造された装置、システムもしくは手段の製造、輸出入、組立て、改変、販売もしくは賃貸借を行うこと

- 暗号化された番組伝送信号が、合法的な配信者の許可を得ずに復号化されていることを知りながら、そのような信号の受信もしくは再配信を行うこと
- 有効な技術的侵害対策の迂回、抑制または制限
- 有効な技術的侵害対策の迂回、無効化または制限を可能にするか支援することを目的として使用され、そのようなものとして宣伝または喧伝され、または本質的にそのような目的のために設計または製造された装置、ユニット、サービスまたは手段の製造、輸入、販売、公衆への提供または頒布を行うこと
- 正当な権限なしに権利関係に関する情報の除去または改竄を行うこと
- 権利関係に関する情報が正当な許可なく除去または改竄されていることを知りながら、そのような情報の配信を行うか、配信を目的として当該情報を輸入すること
- 権利関係に関する情報が正当な許可なく除去または改竄されていることを知りながら、著作物、実演、レコードまたは放送の配信、配信を目的とした輸入、放送、公衆への伝達もしくは提供を行うこと

2.4.7 著作権侵害に関して提供される救済

モロッコ著作権局の職員は、著作権侵害が立証された時点で侵害に相当する素材を押収する権限を持っている。著作権法に基づき侵害された権利の所有者は、侵害行為の結果として発生した不利益につき、損害賠償の形をとった金銭給付を侵害者に請求する権利を留保するものとする。裁判所は、以後の侵害のリスクを最小限に抑えるため、侵害行為の実行に使用された器具または装置の廃棄を命じることができる。

税関・間接税局は、著作権者の申請に基づき、著作権侵害の疑いがある商品の通関を差し止めることができる。この申請は、保護の対象である自らの権利の侵害が存在するという合理的な疑いを権利者に抱かしめるに十分な証拠および情報によって裏付けられていなければならない。

著作権法はさらに、商業的な利用のための故意侵害が認定される一定の場合につき、刑事上の制裁を定めている。この制裁は、2 か月以上 6 か月以下の禁錮刑および 10,000 ディルハム以上 100,000 ディルハム以下の罰金刑となる。状況によっては、2 つの制裁のうち一方だけの適用で十分とされることもある。

2.4.8 著作権侵害の適用除外

著作権法は、専ら利用者の私的な使用に供することのみを目的として、合法的に公表された著作物を著作者の許可または代価の支払なしに複製することは許容されると規定している。ただし、これらの規定は以下の複製には適用されないものとする。

- 建築著作物またはこれに類する他の建造物の複製
- 複写技術を用いて書籍全体の複写または音楽著作物の楽譜による複製を行うこと
- デジタル形式のデータベースの全体または一部の複製
- コンピュータプログラムの複製
- その他、著作者の合法的な利益を不当に妨げるような著作物の複製

著作権法は、著作者の許可または代価の支払なしに合法的に公表された著作物を他の著作物の中で引用することは許容されると規定している。ただし、その際には引用の出典と著作者名を十分に明示しなければならない。

著作権法は、出典および著作者名が十分に明示されることを条件として、著作者の許可または代価の支払なしに以下の行為をなすことは許容されると規定している。

- 教育上の目的を意図した解説のために合法的に公表された著作物を使用すること
- 複写技術的手段により、教育または試験を目的として著作物を複製すること。ただし、当該目的は商業的な利益の発生を意図したものであってはならない

以上は、著作権侵害の適用除外の例のごく一部を取り上げたに過ぎない。

2.4.9 著作権保護に関するベルヌ条約との関係

モロッコはベルヌ条約に加入している。ベルヌ条約は、著作権保護に関して一定の最低基準の設定を締約国に義務付けることを目的としている。また、モロッコは「世界貿易機関(WTO)を設立する協定」および「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS)」を順守している。TRIPS に基づく自国の義務に鑑み、モロッコは他の TRIPS 加入国で発生した著作物に対して、モロッコの著作物に提供される保護と同等の保護を提供しなければならない。これは、内国民待遇の原則と呼ばれるものである。

2.4.10 著作権の利用許諾およびそれに関連する形式的要件

著作権に基づく経済的権利は、譲渡や利用許諾の対象となる。これらの譲渡または利用許諾は書面によって行われなければならない。他方、著作者人格権の譲渡は認められない。著作権の譲渡は、存命中の権利者の他の者の間で行われるか、法の運用によって(通常は権利者が死亡した結果)行われるものとする。著作物の著作者は、独占的または非独占的な利用許諾(ライセンス)を許可することができる。フォークロアに関する著作物に関する著作権の全体または一部の譲渡または独占的利用許諾は、モロッコ著作権局によって承認されない限り無効とされる。

別段の指定がない限り、利用許諾契約(ライセンス契約)は書面に作成されるものとする。利用許諾の対象を特定の権利に限定することができる。また、利用許諾の目的、存続期間、適用地域および使用の範囲または手段を限定することも可能である。

2.5 植物品種の保護

2.5.1 植物新品種の保護に関する法律

植物品種の保護については以下の法が適用される。

- 植物新品種の保護に関する法律(1997年法律第9-94号)
- 植物新品種の保護に関する法律第9-94号を実施するための政令(2002年政令第2-01-2324号)
- 2006年植物新品種の保護に関する法律
- 植物新品種の保護に関連して農業省が提供する役務の報酬に関する政令(2002年政令第2-02-2325号)
- 植物新品種の保護に係る各種行政事項に関する指令(2002年指令第1576-02~1581-02号)

モロッコは、「植物新品種保護国際同盟」(UPOV)に加入している。

2.5.2 権利付与の要件

育成者権は、事前の審査によって新規性、区別性、均一性および安定性を備えていると認定された品種について付与されるものとする。

植物品種の種苗、収穫物または変換生成物が、モロッコ国内において育成者権の出願日から1年遡った日以前、外国において前記出願日から4年遡った日以前(樹木及び葡萄については6年遡った日以前)に、育成者によって、または育成者の同意を得て、販売その他の処分により当該品種の利用を目的とする他の者に提供されていない場合、その品種は新規性を有するものと見なされる。

出願された植物品種が、出願時にその存在が一般に知られている他のすべての品種と明確に区別される場合、その品種は区別性を有するものと見なされる。

以下のいずれかの点が立証された場合、植物品種は「一般に知られている品種」の定義に該当する:モロッコ以外のいずれかの国において、当該品種について育成者権の付与を求める出願がなされている;当該品種が公の品種表に記載されている;当該品種の栽培または市販が既に進められている;当該品種が参照用のコレクションに加えられている;当該品種の精確な説明が刊行物に掲載されている。

その繁殖に由来する特殊性から予測しうる変異を前提として、植物品種の重要な特徴が十分に均一である場合、その品種は均一性を有するものと見なされる。

繰り返し増殖させた後に、または特別な増殖周期がある場合には当該周期の終了時に、植物品種の特性が変化しない場合、その品種は安定性を有するものと見なされる。

植物品種について、保護を受ける権利(「植物品種証明書(plant variety certificate)」と呼ばれる)が与えられることがある。特定の品種につき保護を求める権利は、当該品種を最初に出願した者に帰属するものとする。ただし、別段の事実が立証された場合はこの限りではない。

2.5.3 願書の作成と提出

植物品種の保護を求める申請の場合、国家食品安全衛生局(ONSSA)の種苗管理課(DCSP)に申請書が提出される。DCSPの連絡先は以下のとおりである。

Seed and Plant Control Division⁴
Sidi El Hafiane Cherkaoui Street
BP 1308 Rabat-Institutes
Guich - Rabat.
Tel: +212 5 37 77 10 85
Fax: +212 5 37 77 98 52

⁴ <http://www.onssa.gov.ma/fr/contact?id=405>

メールによる申請書の提出は認められていない。申請書提出の時点で、その提出年月日および時刻を証明する検印が付された申請書(書式 A)のコピーが出願人に交付される。この検印には登録番号が含まれている。「植物品種証明書」が発行されるまで、出願人宛てに送達される通知書すべてに当該登録番号が記載されることになる。

植物品種育成者証明書を申請する場合、書式 A に従った申請書が用いられる。この願書には、出願人、育成者および品種に関する情報が記載される。

モロッコ国籍を有する自然人、法人またはモロッコに住所もしくは登録上の事業所を有する外国の自然人または法人は、自ら保護を求める申請書を提出することができる。その国の法律が自国民に提供する保護と同等以上の保護をモロッコ国民に提供する法律を有する国の国民や、それらの国の領域内に住所または登録上の事業所を有する自然人または法人も、自ら保護申請書を提出することができる。モロッコに居住していない外国人は、モロッコに住所を有する代理人を指名しなければならない。

植物品種の保護に基づき農業省が提供するサービスの対価となる公定手数料は、ONSSA の局長に対して支払うか、ONSSA の銀行口座宛てに振り込むことができる。

農業省が提供するサービスの対価となる公定手数料は、植物の種によって規定されており、それらは以下の 3 つのグループに分類される。

- グループ A: 穀物、マメ科植物、まぐさ、商品作物、各種野菜、各種花卉および観葉植物、ジャガイモ、イチゴ
- グループ B: 各種樹木および葡萄
- グループ C: その他の植物種.

ある国の法律が自国民に提供する保護と同等以上の保護をモロッコ国民に提供する法律を有する国に対して保護を求める申請書を適正に提出した育成者が、その後で同じ品種について植物育成者権の付与を求める申請書がある国の監督官庁に提出する場合(これを「後続出願」と称する)、12 か月の優先期間が与えられる。この期間は、先行申請の申請書が提出された日から起算されるものとする。従って、優先権を主張することができるのは、

同じ品種について UPOV 加盟国で保護を求める申請がなされている場合ということになる。申請人は、UPOV 加盟国における出願日から 12 か月以内にモロッコでの出願を行わなければならない。

育成者は、監督官庁において植物育成者権の付与を申請した日から 3 か月以内に、先行申請の申請書類を構成する文書の謄本に、双方の申請の対象が同一の品種であることを証明するサンプルその他の証拠を添えて提出しなければならない。

育成者に対しては、12 か月の優先期間が満了した時点または先行申請の拒絶または取下げがあった時点から 2 年の猶予期間が与えられ、育成者はこの期間中に、植物新品種保護法が審査のために要求する情報、文書または試料を監督官庁に提出するものとする。

この猶予期間中に、先行申請の主題となった品種に関して、別の申請、情報公開、使用等の事由が発生したとしても、それらが後続出願の拒絶理由を構成することはない。また、それらの事由によって第三者の権利が発生することもない。

2.5.4 関係書類

植物品種証明書の交付申請には、以下の文書等を含む書類が添えられていなければならない。

- 書式 A: 植物育成証明書を求める申請書
- 書式 B: この書類は個々の種ごとに異なっており、申請人はこの書類に必要事項を記載することを要する。UPOV に従った品種の説明が記載される
- 書式 C: 植物育成証明書の申請を裏付ける宣言書
- 委任状(申請人がモロッコ国内に居住していない場合)
- 所定の手数料の納付証明書
- 農業担当大臣が発行する政令に従って定められた期限内に、当該品種の再生産または増殖に関して、当該政令により規定された数量の試料を DCSP に提出することを約した確約書。提出される試料には、当該品種の再生産に必要な様々な構成要素が適宜含まれる

- 植物品種の商業的生産のために当該品種を繰り返し使用する必要がある場合には、その品種の所有者の承諾書
- 外国において保護または生産された品種について公的機関が発行した植物品種の検査結果がある場合には、その検査結果
- 先行申請に添付された優先権書類がある場合には提出すること。これら優先権書類には、日付、過去の提出物の参照情報、当該品種が登録された(または登録を拒絶された)際の名称、育成者の仮参照番号、願書が提出された国および提出に伴う権利の権利者名が記されている
- 譲渡証書

官民いずれかの機関によって実施された植物品種の検査に関係する所見とともに、図画または写真その他の関連文書の監督官庁への提出が適宜求められることがある。

植物育成者権の申請に要する手数料は、それぞれの品種に応じて定められており、手数料に関する情報は ONSSA から得ることができる。

2.5.5 申請手続

植物品種の名称は命名によって指定され、その名称が一般的な名称となる。育成者または同人の権利継承者が提案する品種名が当初の申請書類に含まれておらず、後日に名称が提案された場合、または当局の要請に応じて、育成者が新たな名称を提案した場合、それらの名称は公報上で公開されるものとする。

申請は、年に2回(4月および9月)刊行される「植物品種保護公報」によって公開される。この公開の目的は、申請による権利請求を周知せしめることである。利害関係者は、公報を確認することにより登録された権利請求について知ることができる。出願が「植物品種保護公報」により公開されてから3か月以内に、利害関係者は、国家食品安全衛生局(種苗管理課)に意見書を提出することができる。

植物品種(植物品種証明書申請の対象となる品種)に関する育成者の権利請求に対する異議申立は、管轄権を有する裁判所に直接提起されるものとする。これらの異議申立は、監督官庁が保管する「植物品種証明書交付申請国家登録簿」に記載される。

提出された意見書は監督官庁を通じて申請人に通知される。申請人は、自らが通知の受領を確認した日から1か月以内に、自らの主張または抗弁を提出するものとする。

申請が適正に登録されている場合、監督官庁は植物品種証明書の交付申請を審査し、当該申請に関係する意見書を適宜検証するものとする。

審査期間を通じて、植物品種に関する事前検査が実施され、当該品種が新規性、区別性、均一性および安定性を備えているか否かが確認される。

申請手続に関わる様々な処理が終了した時点で、審査結果をまとめた概要報告書が申請人に送達される。申請人は2か月以内に自らの意見書を提出するものとする。この期間中に、申請人は監督官庁に出向いてすべての審査書類を点検することができる。

「植物新品種保護法」の規定に従って意見書を提出した人物には、自らが介入した手続に関わる報告書の結論が通知される。この人物から要請があった場合、監督官庁は、手続書類を同人が点検することを許可することができる。この者は、その後2か月以内に新たな意見書を提出することができる。

植物育成者権の出願書類に不注意または過失による事実の錯誤(記載ミス、翻訳の誤り等)があり、監督官庁がそれらの誤りを特定・提示した場合、その旨が出願人に通知され、出願人は通知から2か月以内に出願を是正しなければならない。是正しない場合、出願は拒絶され、出願書類は出願人に返却される。出願人が提出済みの書類に事実の錯誤を発見した場合、その者は訂正を要求することができる。訂正請求の書面には公定手数料の受領証が添付されなければならない。この請求は、植物品種証明書に関する登録簿に記載されることになる。

植物品種証明書は、植物品種保護諮問委員会に通知された後、農業大臣の命令により発行される。この証明書には、育成者の氏名と名称が記載されていなければならない。これは、植物育成者の証明書に関する国家登録簿に記載され植物品種証明書の発行が権利者に通知された日から3か月以内に、「植物育成者権公報」により公開される。

権利保護の期間は農作物については20年以上、樹木と葡萄については25年以上となる。保護期間は、証明書が発行された日から起算される。

2.5.6 権利付与後

育成者権が付与された場合、その権利は以下の対象に及ぶ。

- 保護される品種
- 保護される品種から明確に区別しえない品種
- 保護される品種に本質的に由来する従属品種。保護される品種それ自体が従属品種である場合を除く
- その生産に保護される品種を反復して使用することを必要とする品種

さらに、育成者は以下の行為につき独占的な権利を有するものとする。

- 生産、再生産または増殖
- 繁殖のための調整
- 販売申出
- 販売その他の市場取引
- 輸出
- 植物育成者権付与の対象となった品種の輸入
- 以上に掲げる行為を目的とする保管

以上の文脈において、「本質的に由来する」とは以下に該当することをいう。

- その品種が、主として他の品種に由来するか、または、主として他の品種から由来する品種に由来する品種であるが、他の品種の本質的特徴を保持している
- 他の品種とは明確に区別されうる

- 派生プロセスの結果として生じた差異を除き、本質的特徴において他の品種に合致している

特定の植物品種について付与される植物育成者の権利は、保護される品種から得られる素材には及ばない。また、保護される品種に本質的に由来する品種が育成者によってまたは育成者の同意を得て販売もしくは商取引に供された場合、育成者の権利はその品種には及ばない。ただし、以上の制限は、当該品種を新たに増殖する行為や、当該品種を新たに増殖することのできる素材を当該品種の属する植物の種類を保護の対象としていない国に対して輸出する行為には適用されない。ただし、輸出される素材が最終的な消費を目的としたものである場合は、この限りでない。

証明書交付申請または証明書に由来する権利は、その全部または一部を譲渡することができる。これらの権利の全部または一部は、独占的または非独占的な利用許諾の対象となりうる。譲渡または利用許諾を含む行為は必ず書面によってなされるものとし、そうでない場合は無効とされる。

証明書の発行から3年または申請から4年の期間が満了した時点で、法人または私人は、証明書に基づく強制利用権を請求・取得することができる。ただし、強制利用権が請求された時点で、証明書の権利者または同人の権利継承者が正当な理由なく以下の義務違反を犯していることを条件とする。

- モロッコ領内において当該証明書の主題を利用しておらず、また、これを利用するための効果的で真摯な準備を行っていない
- 当該証明書の主題である製品を、国内市場の需要を満たすに足る数量販売していない
- モロッコにおける当該品種の利用または販売が、3年を超える期間にわたって放棄されている

強制利用権を求める申請書は、管轄権を有する裁判所に提出することができる。この申請書には、申請人が当該証明書の権利者から利用権の許諾を得ることができなかったという事実と、申請人が真摯かつ効果的な方法で当該品種を利用できる立場にあるという事実

を立証する証拠が添えられていなければならない。強制利用権は通常利用権となる。強制利用権は、特定の条件(特に利用権の存続期間、その適用範囲、利用権に基づく利用料等の条件)に基づいて与えられる。これらの条件は、証明書の権利者または利用権者からの請求に基づき、管轄権を有する裁判所の判決によって修正されることがある。

職権による植物品種証明書の利用を決定した行政行為が公示された日から、必要な技術的資格および専門的資格を有する者は、「職権による利用権」と呼ばれる利用権の付与を請求することができる。これらの利用権は通常利用権となる。職権による利用権の申請と付与は、規則に定められた条件に従って行われるものとする。職権による利用権は、特にその期間及び適用範囲に関する特定の条件に基づいて付与される。これらの利用権に基づく利用料は当事者間の合意に従うが、合意が成立しない場合には裁判所によって利用料の額が決定される。職権による利用権は、利用権を付与する行為が当事者に通知された日を以て効力を発生する。

植物品種証明書の権利者が有する権利は、以下の場合に取り消されるものとする。

- 保護された品種が新規性、区別性、安定性に関わる要件をもはや満たしていないことが立証された場合
- 権利者が、自らの品種の維持に用いられる情報、文書または植物素材を監督機関に提供しえない場合
- 権利付与後に当該品種の名称が取り消された場合に、権利者が別の新たな名称を提案しなかった場合
- 権利者の権利を維持するための手数料を権利者が支払わない場合

公定手数料の不払いを理由として権利が取り消され、かつ、手数料の不払いについて、証明書の権利者が正当な理由を提示しうる場合、その者は、所定の期間の満了後 6 か月以内に、自らの権利の回復を求めて審判請求を提起することができる。ただし、この審判請求によって第三者が取得した権利が妨げられることはない。

合法的な利害関係を有する者は、以下の場合に、管轄権を有する裁判所に、植物品種証明書の無効を求めることができる。

- 植物育成者権が付与された時点で、当該品種が新規性および区別性を有していなかった場合
- 育成者権が付与された時点で、均一性および安定性に関して育成者が提供した情報及び文書に瑕疵があった場合
- 育成者権を取得する権利のない者に育成者権が付与された場合（育成者権が適格な権利者に譲渡された場合を除く）

特定の品種の育成または発見・開発を行った者または同人の権利継承者から窃取した植物品種について、または制定法上の義務または契約義務に違反して、植物品種証明書の申請がなされた場合、それにより損害を被った者は、当該証明交付申請または植物品種証明書につき、所有権を主張することができる。ただし、証明書の発行が公示されてから3年が経過した場合には、当該主張を申し立てることはできない。

ただし、証明書の付与または取得の時点で、悪意が存在していた場合には、上述の期限は、当該証明書の有効期間が満了してから3年後までとされる。原告が訴訟の開始を示す証拠を提供した日以降、証明書申請の申請人または証明書の権利者は、訴訟を提起した人物から書面による同意を得ない限り、当該申請の全部または一部の取下げや当該証明書の全部または一部の放棄を行うことはできない。

植物品種証明書の権利者が有する権利の侵犯は侵害に相当し、前記の侵犯をなした者は民事上の責任を問われるものとする。強制利用権または職権による利用権を有する利用権者及び別段の合意が存在しない限り、専用利用権の所有者は、証明書の権利者本人が侵害訴訟を提起しない場合に、本人に通知した上で侵害訴訟を開始することができる。

証明書の権利者は、前の段落に示した経緯で実施権者が開始した訴訟に参加する権利を有するものとする。また、利用権者は、自らが個人的に被った不利益につき損害賠償を獲得するため、証明書の権利者が開始した訴訟に参加する権利を有するものとする。

証明書の発行が公示される前になされた行為が、証明書に由来する権利を侵害する行為と判断されることはない。ただし、侵害と推定される者に証明書交付申請書の謄本が送達された後で、同人がなした行為については、責任を問われることがある。

植物品種証明書交付申請の申請人または証明書の権利者は、裁判所の許可を得て、自らの権利を侵犯して取得されたと同人が主張する植物または植物の一部や、再生産または増殖に関わる要素につき、詳細な目録の作成を進めるように指示する権利を有するものとする。専用利用権の譲受人や職権による利用権者も、前記の権利を享受する。押収または目録の作成が行われてから 15 日以内に原告が裁判所に訴を提起しなかった場合、上述の詳細な目録は自動的に無効となるが、それによって損害賠償請求権が損なわれることはない。

押収が命じられる場合、裁判所は、押収の実施に先立って保証金を提供するよう原告に要求することができる。押収の実施に先立ち、登録機関の職員は、植物、植物の一部または当該品種の再生産または増殖に関わる要素を所有している者に命令書のコピーを交付し、保証金の預託を記録することを求める。これらの所有者には、押収報告書のコピーも交付される。命令書のコピーの交付がなされない場合には保証金の預託を記録する行為が押収命令を無効とし、結果として、損害賠償が登録機関の職員に裁定されることになる。

侵害者が原因となって植物品種証明書の権利者が損害を被った場合、その権利者は、植物品種証明書の権利者が有する権利を侵犯して入手された植物、植物の一部、再生産または増殖に関わる要素の没収を求める請求を裁判所に提起することができる。さらに、当該植物品種の再生産サイクルにおいて使用することを意図した機器も、育成者権を侵害された権利者の利益のために没収されることがある。

没収された物品の価額は、損害賠償額の算定にあたって考慮されるものとする。

自らが証明書の権利者または植物品種証明書交付申請の申請人であると詐称した者は、3,000 ディルハム以上 30,000 ディルハム以下の罰金刑に処されるものとする。

2.6 集積回路の回路配置(トポグラフィー)

2.6.1 工業所有権の保護に関する法律第 17-97 号(法律第 31-05 号により改正・補足)

同法については以下の定義が適用される。

- 「回路配置」(トポグラフィー)とは、その表現方法に関わらず、1 個以上の能動素子を含み、集積回路の相互接続の一部または全部から成る素子の立体的な配置、または製造に用いられる集積回路のために設計された立体的な配置を意味する。
- 「集積回路」とは、その最終形態または中間形態において、1 個以上の能動素子を含み、相互接続の一部または全部が 1 個の素材の内部および/または表面に一体化して形成された製品であって、電子的な機能の実行を意図されたものを意味する。

2.6.2 権利付与の要件

創作者の知的努力の成果であり、それが創作された時点で回路配置(トポグラフィー)の創作者または集積回路製造者の間で一般に知られていなかったという意味で独創的な集積回路の回路配置(トポグラフィー)は、「工業所有権保護法」に定める保護を享受することができる。

素子と相互接続の組合せから成る通常集積回路の回路配置(トポグラフィー)は、それらの組合せが全体として前段に示した条件を満たしていない限り保護されないものとする。

集積回路の回路配置(トポグラフィー)に対して与えられる保護は、専ら集積回路の回路配置(トポグラフィー)それ自体に適用されるものであり、回路配置に具現化されている概念、製法、システム、技術または暗号化情報等は保護の対象外となる。

集積回路の回路配置(トポグラフィー)は、「集積回路の回路配置証明書」と呼ばれる工業所有権の対象となりうる。

集積回路の回路配置(トポグラフィー)は、当該回路配置に関する保護申請書の提出日から10年間にわたって保護されるものとする。

この工業所有権を取得する権利は、創作者または同人の権利継承者に帰属する。

2.6.3 申請書の作成および提出

集積回路の回路配置(トポグラフィー)に関して、パリ同盟のいずれかの加盟国で適正に申請(当初の申請)を行った者または同人の権利継承者が、後にモロッコにおいて申請(後続の申請)を行った場合、その者は12か月の優先期間を享受するものとする。

12か月の優先期間は、上記同盟のいずれかの加盟国において当初の申請がなされた日から起算される。この際に、申請日は優先権期間に含まれない。優先期間の最終日が祝祭日または休日にあたる場合、優先期間は次の営業日まで延長されるものとする。申請日から3か月以内に、優先権書類のコピー1部が提出されなければならない。

集積回路の回路配置(トポグラフィー)について保護を得ようとする者は、OMPICに申請書類を提出するものとする。申請書類には申請日が記載され、以下の文書が含まれるものとする:集積回路の回路配置(トポグラフィー)の申請書(明細書を含む。その内容は規則により規定される);所定の手数料の納付証明書。申請書は提出の時系列順に日付と出願番号が付記される。

2.6.4 関係書類

集積回路の回路配置(トポグラフィー)

- 所定の書式による申請書(申請人の氏名・名称、連絡先を含めて、申請人に関する十分な詳細情報を記載する必要がある)
- 委任状(申請日から3か月以内に提出すればよい)
- 集積回路の回路配置(トポグラフィー)のコピーまたは図面
- 優先権の譲渡証書(公証を要す)
- 当該集積回路に実行させようとする電子的機能を定義する情報

- フランス語またはアラビア語の認証済みの翻訳を添えた優先権書類(申請日から3か月以内に提出すればよい)
- 当該集積回路が商業的に利用されている場合には集積回路の見本
- 所定の手数料

委任状は申請時に申請書とともに提出する必要はないが、申請日から3か月以内にOMPICに提出しなければならない。

2.6.5 申請手続

回路配置が通常の一般的なものでないとしても、その回路配置が世界のいずれかの場所で最初に商業的に利用されてから2年が経過した場合、申請書の提出は認められない。また、いかなる事情があっても、集積回路の最終的または中間的な回路配置が最初に固定または暗号化されてから15年が経過した場合、その回路配置が商業的に利用されたことがなくても申請の対象とはなりえない。

集積回路の回路配置(トポグラフィー)証明書の交付申請書が方式要件を満たしていない場合、その申請書は受理されない。

集積回路の回路配置(トポグラフィー)が創作された日から15年以内に、当該回路配置に関して証明書交付申請が行われなかった場合、その回路配置はもはや排他的権利を享受しえない。

2.6.6 権利付与後

集積回路の回路配置(トポグラフィー)の権利者の同意を得ずに以下の行為をなすことは禁じられる。

- 集積回路に組み込むか否かを問わず、保護された回路配置(トポグラフィー)の全体または一部を複製する行為。ただし、独創性の要件を満たしていない部分を複製する行為はこの限りではない

- 商取引を目的として保護された回路配置(トポグラフィー)、保護された回路配置(トポグラフィー)を組み込んだ集積回路、またはそのような集積回路を組み込んだ製品(その製品が引き続き違法に複製された回路配置を含んでいる場合に限る)を輸入、販売その他により頒布する行為

以下の行為は違法と見なされないものとする。

- 私的な目的のために、または専ら評価、分析、研究または教育のみを目的として実施される行為
- 上記の評価、分析または研究に基づき、他と異なる保護適格を備えた回路配置を創作する行為
- 違法に複製された回路配置(トポグラフィー)を組み込んだ集積回路またはそのような集積回路を組み込んだ製品に関して実施される行為であって、そのような行為を実行または指示した人物が、当該集積回路を入手した時点で、それが違法に複製された回路配置を内蔵していることを知らず、その事実を知るべき合理的な理由も存在しなかった場合。当該回路配置が違法に複製されたものであることを適切に知らせる通知を前記の行為者または指示者が受け取った場合、その者は、自らが自由に処分しうる在庫に関して、前記の行為または同人がそれ以前に指示した行為をなすことができるが、妥当な利用料に相当する金額を権利者に支払うよう要求されることがある。ここで、妥当な利用料とは、自由な交渉に基づくライセンス契約の下で当該回路配置につき要求されられると思われる利用料とする

利害関係者は、独創的でなく方式要件を満たしていない集積回路の回路配置(トポグラフィー)証明書に関して、裁判所に無効宣告を請求することができる。

利害関係者は、OMPIC が保管している「集積回路の回路配置(トポグラフィー)証明書の国家登録簿」と呼ばれる登録簿に記載された事項を入手することができる。

集積回路の回路配置(トポグラフィー)証明書の権利者が享有する権利の侵犯は、侵害に相当する。このような権利の侵犯を構成する行為としては、侵害品の販売申出、市販、複

製、使用、使用または市販を目的とした侵害品の保管等が挙げられる。これらの侵犯行為をなした者は、事実関係を十分に知りながら実行した行為のみについて有責とされる。

侵害訴訟は、集積回路の回路配置(トポグラフィー)証明書の権利者によって開始されることになる。ただし、専用利用権の受益者は、同人が交わしたライセンス契約に別段の定めがない限り、廷吏または裁判所事務官から通知の送達を受けた権利者が侵害訴訟を開始しない場合に訴訟を提起することができる。

権利者は、利用権者が開始した訴訟に参加する権利を有するものとする。利用権者は、自らが個人的に被った不利益につき損害賠償を獲得するため、権利者が開始した訴訟に参加する権利を有するものとする。

集積回路の回路配置(トポグラフィー)証明書の交付を求める申請人や、集積回路の回路配置(トポグラフィー)証明書の権利者は、自らが被害を主張する侵害の証拠をあらゆる手段により提供することができる。

権利者はさらに、侵害が発生した場所の裁判所長が発行した命令に基づき、廷吏または裁判所事務官に侵害被疑製品の詳細な目録の作成を進めるよう指示する権利を有するものとする(この際に当該製品の押収が行われる場合もある)。この目録作成は、適格な専門家の支援を得て実施される。上述の命令の執行は、原告側が保証金を提供することを条件として行われることがある。同じ命令により、裁判所長は、裁判所事務官が適格な専門家の支援を得て侵害の発生源、性質および範囲を確認するために必要なすべての記録を行うように許可することができる。

侵害行為の継続を阻止するために必要である場合、裁判所は、被害者の請求に基づき、原告の利益のために、侵害行為の禁止が効力を発生した日の時点で、侵害に相当すると認定された商品(侵害者の所有財産)や、侵害の実行を特に意図した装置または手段の没収を適宜命じることができる。没収された物品の価額は、損害賠償額の算定にあたって考慮されるものとする。

集積回路の回路配置(トポグラフィ)の権利者が有する権利を故意に侵犯する行為は侵害に相当し、侵害者は、2 か月以上 6 か月以下の禁錮刑および 50,000~500,000 ディルハムの罰金刑(または以上の 2 つの刑罰のいずれか一方)に処されるものとする。累犯の場合、刑罰は倍に加重されることがある。侵害被告が過去 5 年以内に同様な行為につき確定判決により有罪を課されたことがある場合、その者は累犯者とされる。

さらに、裁判所は、侵害品と認定された商品(侵害者の所有財産)の廃棄や、侵害の実行を特に意図した装置または手段の廃棄を命じることができる。

侵害被疑製品の受領、展示・陳列、販売のための提供または販売、紹介または輸出を行った侵害者に対しても、同様の刑罰が科される。上述した侵害行為の実行を故意に支援した者も同様の刑罰が科される。

侵害者が権利者の工場や施設で働く従業員であった場合に限って以上に示した刑罰は加重され、6 か月以上 2 年以下の禁錮刑および 100,000~500,000 ディルハムの罰金刑(または以上の刑罰のいずれか一方)が科されることになる。従業員が証明書に記載されている方法に関する知識を侵害者に提供した上で、自ら進んで侵害者と行動を共にした場合にも、同様の刑罰が科される。

特別法に規定された刑罰とは別に、自身または他の者が既に出願し、未だ権利が付与されていない集積回路の回路配置(トポグラフィ)に関する情報、示唆または説明を提供した者は、その提供が公共の場や会合での講演や講義によるか、公共の場または会合において販売、頒布、店頭展示または陳列される文書や印刷物によるか、公衆から見える場所に展示されるパネルやポスターによるかを問わず、50,000~500,000 ディルハムの罰金刑に処されることになる。累犯の場合には、罰金刑に加えて 3 か月以上 2 年以下の禁錮刑が宣告される。

2.7 営業秘密

営業秘密とは、通常、特定の企業が注意深く保護し、競業者に対する優位性確保の手段として利用しているレシピ、成分、製法、設計、器械、パターン、情報編集物である。最もよ

く知られている例としては、コカ・コーラやケンタッキー・フライド・チキンの「秘密のレシピ」がある。

営業秘密の主な長所の一つは、失効することなく永久的に保護されるという点である。これに対し、特許が提供する独占権が存続する期間は僅か 20 年、意匠の場合は 5 年から 15 年である。ただし、営業秘密には、会社に不満のある従業員や私腹を肥やすことに熱心な従業員が秘密を漏洩する可能性があるというリスクが伴う。通常、営業秘密は、秘密開示の相手となる従業員や第三者との秘密保持契約を通じて保護される。企業の存続や市場での支配的地位にとって営業秘密が生命線である場合、秘密の知識が公衆や第三者に漏れれば甚大な被害が生じることになるだろう。

営業秘密は、独自の特性を有する知的財産として公式に認められている。営業秘密は、以下の条件を満たす情報として定義される。

- 一般に公開されていない
- 公開されていないことによって所有者に経済的な利益をもたらす
- 当該情報の秘密性を保持するために、所有者が合理的な措置を適用している⁵

雇用契約は、従業員が会社との雇用契約の履行過程で当該契約の適用範囲において生み出した自らの知的財産につき、当該知的財産の所有権を主張する権利を雇用主に譲渡するよう従業員に要求するのが普通である。このような取り決めは、企業に雇用される機会を得た見返りとして従業員に課される公正な制約と見なされている。

他人の営業秘密を利用することで金銭的利益を得ようと競業者が考えた場合、リバースエンジニアリングによって秘密を暴くこともできるし、産業スパイを通じて秘密情報を入手することもできる。営業秘密の場合、潜在的なリバースエンジニアリングに対する保護は提供されないが、産業スパイは違法である。営業秘密が産業スパイによって窃取された場合、その情報は横領されたものと見なされ、営業秘密を取得した者は自らの不正行為について責任を問われることがある。どの程度の責任を問われるかは、おそらく、営業秘密の所有

⁵ 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS).

者が自らの営業秘密を保護するために妥当な努力を払っていたか否かによって異なってくるだろう。

2.8 ドメインネーム

2.8.1 ドメインネームとは何か

ドメインネームは、テキストベースのラベルによりインターネット上のリソース(コンピュータ、ネットワーク、サービス等)を識別するために用いられる。テキストベースのラベルはインターネットプロトコルで使用されている数字だけのアドレスよりも記憶しやすい。ドメインネームにより、ユーザーは特定のウェブサイトにアクセスすることができる。モロッコの国別コードトップレベルドメイン(ccTLD)は.MAである。国別ではなく分野別のトップレベルドメインもあり、.com、.net、.orgなどがこれに含まれる。モロッコにおけるドメインネーム登録は、国家電気通信規制局(National Telecommunications Regulatory Agency)により、公認の登録業者を通じて行われる。

2.8.2 ドメインネームを登録すべき理由

企業の営業名や商標と関連付けられているドメインネームについては、その安全を確保することが強く推奨される。ドメインネームは、企業が保護を求めることができ、第三者の侵害に対して行使しうる知的財産権群の一部をなしているからである。ドメインネームの登録が可能である場合、それを登録することは比較的簡単であり、登録にあたっては登録料が発生する。一般に、ドメインネームを登録しようとする者は、そのドメインを確保する権利を自らが有していることを立証する必要はない。そのせいで、この分野ではサイバースクワッシングが蔓延しているのである。ほとんどのドメインネームは、登録を求めるドメインネームが利用可能である限り「先着順」に登録される。

2.8.3 サイバースクワッティングとは何か

サイバースクワッティングは広く蔓延しており、その典型は、第三者のブランド名や商標を含むドメインネームを意図的に確保する行為である。この登録者は、当該ドメインネームをブランドや商標の正当な所有者に売りつけて代金を受け取ろうと目論んでいる。

2.9 モロッコを締約国とする国際条約および国際協定

2.9.1 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS)

TRIPS 協定は 1995 年 1 月 1 日付で発効し、今では知的財産に関する最も包括的な多国間協定として認知されている。TRIPS 協定の目的は、個々の締約国が提供を求められる知的財産保護の最低基準(ミニマム・スタンダード)を定めることである。同協定は、著作権および著作隣接権、特許、意匠、集積回路の回路配置、商標、地理的表示、営業秘密の各分野に適用される。

TRIPS 協定は、世界知的所有権機関(WIPO)、パリ条約、ベルヌ条約といった主要な条約に定められた基準の順守を要求している。また、TRIPS 協定は、締約国が一定の一般的な法執行手続および紛争解決手続に従うことを要求する。

TRIPS 協定は、国際貿易のひずみや障壁を緩和し、知的財産権の効果的な保護を推進し、権利行使の手続それ自体が国際貿易の障害とならないようにすることを目指している。

2.9.2 世界貿易機関(WTO)を設立する協定

世界貿易機関(WTO)が正式に効力を発生したのは 1995 年 1 月 1 日であるが、WTO のシステムに関する規則は、1948 年から「関税および貿易に関する一般協定」によって既に定められていた。

WTO 協定は、締約国間で発生するあらゆる種類の通商問題について、締約国が交渉により事態を收拾することを可能にするものである。同協定が定める規則および手続によっ

て貿易自由化が進められてきたが、消費者保護や感染症の拡散防止などの目的がある場合には、同協定は一定の通商障壁を支持している。

また、WTO 協定は、通商国の利害が対立している際に中立的な立場で運用することを目的とした紛争解決手続を定めている。

2.9.3 世界知的所有権機関(WIPO)を設立する条約

WIPO 条約は 1967 年 7 月 14 日にストックホルムで調印されたが、その原点は、パリ条約およびベルヌ条約がそれぞれの国際事務局の設立を決定した 1883 年および 1886 年に遡る。この 2 つの事務局は 1893 年に統合され、1970 年になって後身の WIPO にその座を明け渡した。

WIPO は主要な目的として以下の 2 つを掲げている:(1)知的財産権の保護を世界的に推進すること;(2)WIPO が管理する諸条約により設立される知的財産同盟間の協調を保証すること。

上述の同盟の加盟国、国際連合加入国、国際司法裁判所規程の締約国、または WIPO 総会により招請された国は、WIPO に加入することができる。

2.9.4 特許協力条約 (PCT)

PCT の導入により、数多くの国内特許または地域特許を別々に出願する代わりに 1 件の国際特許出願を行うことによって、多くの国で同時に発明の特許保護を求めることが可能になった。それによって国際特許が付与されるわけではなく、特許付与の可否は国際出願において指定された各国の裁量に委ねられる。モロッコは、1999 年 10 月 8 日付で PCT に基づく義務を負うこととなった。

2.9.5 特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約

この条約は、特許保護を目的として国際寄託機関への微生物の寄託が承認される旨を規定している。特許出願は開示の十分性に関わる要件を満たさなければならないため、発明の実施に使用される微生物についても開示が求められる。その微生物が発生した国以外の国で特許出願が行われる場合、当該微生物が入手できないために発明を実施しえないという理由で、特許出願に瑕疵が生じてしまうことがある。それゆえブダペスト条約は、特許保護の取得を妨げる上述のような障害を克服すべく、微生物の寄託を認めることにしたのである。モロッコは 2011 年 4 月 20 日にブダペスト条約に加入し、同条約は 2011 年 7 月 20 日付でモロッコにおいて発効した。

2.9.6 植物の新品種の保護に関する国際条約(UPOV)

UPOV は、植物育成者の権利と植物品種の保護を目的とした単純で整合的な出願制度を定めたものである。UPOV は、植物育成者の権利、植物の名称および技術的な質問事項に関する願書見本を提供している。モロッコは 2006 年 11 月 8 日付で UPOV に加入している。

2.9.7 WIPO 著作権条約

WIPO 著作権条約(WCT)はベルヌ条約に基づく特別協定であり、デジタル環境における著作物および著作者の権利の保護を扱っている。ベルヌ条約により認められた権利に加えて、一定の経済的権利が新たに認められている。同条約はさらに、(i)コンピュータプログラム(その表現の態様または形式を問わない)と(ii)データその他の主題の編集物(データベース)という著作権保護の 2 つの主題についても定めている。モロッコは 2011 年 4 月 20 日付で WCT に加入し、同条約は 2011 年 7 月 20 日付でモロッコにおいて発効した。

2.9.8 実演およびレコードに関する WIPO 条約

実演およびレコードに関する WIPO 条約(WPPT)は、特にデジタル環境における 2 種類の受益者の権利を扱っている。すなわち、(i)実演者(俳優、歌手、演奏家など)と(ii)レコード

製作者(レコードの制作を主導し、音響の固定につき責任を負う個人または法人)である。モロッコは 2011 年 4 月 20 日付で WPPT に加入し、同条約は 2011 年 7 月 20 日付でモロッコにおいて発効した。

2.9.9 工業所有権の保護に関するパリ条約

パリ条約は 1883 年に承認され、特許、意匠、実用新案、商標、役務商標、地理的表示および不正競争の抑止に適用されている。パリ条約の目的は、権利者が自らの本国において享受するのと同じ権利を締約国においても享受できるようにすることである。

パリ条約は、さらに特許、意匠および商標に関して優先権を規定しており、優先権者は他の締約国における後続出願に関して、先行出願の出願日と同じ出願日を確保することができる。

2.9.10 文学的および美術的著作物の保護に関するベルヌ条約

ベルヌ条約は、一定の最低基準を満たす著作権保護の提供を締約国に義務づけることを目的としている。モロッコは、ベルヌ条約以外にも世界貿易機関協定(WTO 協定)および知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS)を順守している。TRIPS に基づくモロッコの義務に鑑み、モロッコは他の締約国を発祥地とする著作物に対して、モロッコの著作物に与える保護と同等の保護を提供しなければならない。これは、内国民待遇の原則と呼ばれるものである。

2.10 意匠の国際登録に関するハーグ協定

ハーグ協定は、意匠の国際登録に適用される。ハーグ協定が最初に採択されたのは 1925 年であり、同協定により実効性のある国際制度(ハーグ制度)が設立された。この制度によって、最小限の形式的要件を満たすだけで意匠が複数の国および地域で保護を受けることが可能になっている。モロッコは 1930 年 9 月 9 日付でハーグ協定に加入し、1930 年 10 月 20 日付で同協定に基づく義務を負うこととなった。

2.11 標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書

マドリッド制度は、1 件の願書がすべての指定国について効力を有することを可能にしただけでなく、現地代理人を必要としない出願を可能にしている。さらに、この制度の下では手続全体を 1 つの言語だけで行うことができ、料金支払も 1 回だけで済み、更新と登録の手順も簡素化された。モロッコは 1989 年 6 月 27 日付で承認された「標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書」(1989 年マドリッド議定書)を 1999 年 7 月 8 日付で批准した。1989 年マドリッド議定書は、1999 年 10 月 8 日付でモロッコについて効力を発生している。

2.12 モロッコ－米国自由貿易協定

アメリカ合衆国政府およびモロッコ王国政府は両国間の自由貿易協定に調印し、この協定は 2004 年 6 月 15 日に署名され、2006 年 1 月 1 日に発効した。同協定には以下のように記されている：両国間の長年にわたる友好関係を認識し、両国間のパートナーシップの強化と相互に利益をもたらす経済関係の推進を願うとともに、モロッコが国民の生活向上を目指して改革に取り組んでいることを評価し、両国間の通商と投資の自由化と拡大による両国領内における生活水準の向上、経済の成長および安定性の促進、新たな雇用機会の創出ならびに総合的福祉の改善を希求し、両国の企業の世界市場における競争力向上を目指し、貿易および投資に適用するための、両国の利益を反映した新たなルールの確立を願い、それにより予測可能で双方に利益をもたらす商業環境が醸成されることを希望し、両国の水準の違いを認識しつつ二国間の協力関係を育むことを約する。

3. 知的財産(知的財産の保護を含む)に関するモロッコの政府機関

モロッコ工商業所有権庁(OMPIC)は、特許、商標、意匠/産業モデル等の知的財産権を管轄している。OMPIC は、「工業所有権の保護に関する法律第 17-97 号」(法律第 31-05 号および 23-13 号により改正・補足)の適用を受けるとともに、産業貿易投資デジタル経済省の監督下にある。

さらに、特許、意匠・産業モデル、地理的表示、原産地表示等の知的財産が記載される登録簿を保管しているのも OMPIC である。また、モロッコにおいて営利活動に従事している自然人および法人がすべて記載された中央商業登記簿も、OMPIC によって維持されている。

国家食品安全衛生局(ONSSA)は、食品衛生およびモロッコに輸入される食品のコンプライアンスを管轄している。さらに、植物品種の承認や、現在およそ 104 種類存在する植物品種の保護も、ONSSA の管轄である。ONSSA は法律第 9-94 号の適用を受け、農業・海洋漁業省の監督下にある。

4. モロッコにおける知的財産保護に関わる司法制度および裁判所

モロッコにおいて、著作権の執行はモロッコ著作権局によって行われる。商標、特許および意匠の執行は、商事裁判所および(刑事犯罪に関係する場合には)刑事裁判所によって行われる。税関の法執行事案も、商事裁判所および刑事裁判所による審理の対象となりうる。

モロッコの商事裁判所は、第一審裁判所、控訴裁判所および破棄院から構成されている。以下のフローチャートに示すように、第一審裁判所の判決に不服がある場合には、控訴裁判所に上訴することができる。控訴裁判所の判決に不服がある場合には、破棄院に上告することができる。

裁判所フローチャート



商事裁判所は、特殊な管轄権を有する裁判所となっており、8つの商事裁判所と3つの商事控訴裁判所が存在している。これらの裁判所は、商標・意匠・特許等の知的財産権、商事契約、商業文書または商品に関係する紛争が生じた場合に、それら商事事案の審理を担当する。

法律用語はアラビア語であるが、実業界や行政機関、裁判所ではフランス語がしばしば用いられる。

管轄権

| | |
|----------|---------------------------------|
| 通常裁判所 | 民事訴訟および商事訴訟(第一審または第一審判決に対する控訴審) |
| 商事裁判所 | 商人間および共同経営者間の訴訟(第一審) |
| 地区・地域裁判所 | 1000MAD未満の価額の不動産訴訟 |
| 控訴裁判所 | 刑事訴訟および第一審判決に対する控訴 |
| 破棄院 | 破棄、首相決定の取り消し、判事の解任 |
| 行政裁判所 | 行政上の決定の取消、損害賠償、行政契約 |
| 高等裁判所 | 在任中の政府メンバーに関わる事案 |
| 王立軍事裁判所 | 違法な銃の携帯および兵士に関わる事案 |
| 監査裁判所 | 予算実施の監督 |

5. 税関による知的財産権の執行

5.1 適用法規

知的財産権の執行、より具体的に言えば特許、意匠および商標の執行に関して、知的財産権の効果的な執行を保証するために施行されている法律が、「工業所有権の保護に関する法律第 17-97 号」である。同法は、知的財産関連の法に基づき保護される商品の輸出入を阻止するかモロッコを通過中の商品を差し止めることによる水際対策を認めている。2014 年 12 月 18 日、モロッコ議会は新たな工業所有権法(法律第 31-05 号)を承認し、当該法は官報 6318 号により公示された。この新法は「工業所有権の保護に関する法律第 17-97 号」を改正・補足するものである。

5.2 差止命令の対象となる模倣品の例

アフリカの模倣品市場に出回っている商品は、特定のタイプに限定されているわけではない。特に目立つのは、医薬品、タバコ、ハイテク製品、高級品、衣類、食品その他の安価な日用消費財(FMCG: Fast-moving consumer goods)などであるが、それ以外にも悪徳商人たちが持ち込むあらゆる製品がある。これら製品のほとんどはアジア産で、主としてアフリカで販売される。アフリカ大陸では、企業はまだ自社製品の保護に及び腰であり、そのような大陸に模倣品が流れ込むのを人々の寛容さが助長している。差止命令の対象となる製品は特定の種類に限られない。模倣の疑いのある製品であれば、ありとあらゆる製品が差し止められ、検査される可能性がある。

5.3 知的財産権の税関登録制度

「工業所有権の保護に関する法律第 17-97 号」(法律第 31-05 号により改正・補足)の規定によれば、モロッコ国内で登録されている商標およびモロッコを指定国とする国際登録を有する商標権者は、通関停止を求める申請を税関当局に登録することができる。通関停止申請は、申請人の商標を表示した模倣品の押収または通関差止をモロッコ税関に要請するものである。

税関に通関停止申請書を提出して受理された場合、モロッコのすべての通関港に向けて、権利者の知的財産権を侵害する商品や当局に登録済みの商標を表示した模倣品の疑いのある商品が入った貨物の通関を差し止めるよう税関職員に指示する正式な通知が交付される。当局に登録済みの商標とは、通関停止申請の対象となる商標のことである。通関停止申請の有効期間は12か月で、毎年更新する必要がある。

5.4 差止命令を求める手続

税関に提出された通関停止申請書に基づき、模倣品の疑いのある商品の通関が停止された場合、税関は、当局が実施した通関停止または押収をブランド権利者および/または同人の法定代理人/代理人に通知する。通関停止または押収の通報を受けたブランド権利者および/または同人の代理人は、**通関停止または押収がなされた日から10営業日以内に**、問題の製品が模倣品であるか否かを確認し、輸入者に対する訴訟を提起する意向を税関に対して表明する。この手続は、通関港において押収の現場に立ち会うことから始まる。この時点で、税関は、模倣品の輸入者および原産地に関する情報を権利者に提供する権利を有している。その後で商業裁判所において実質的な訴訟が行われ、救済が請求される。請求される救済には、当該製品が模倣品であることを確認する裁判所の判決、損害賠償の支払、現地の新聞2紙による判決の公開などが含まれる。

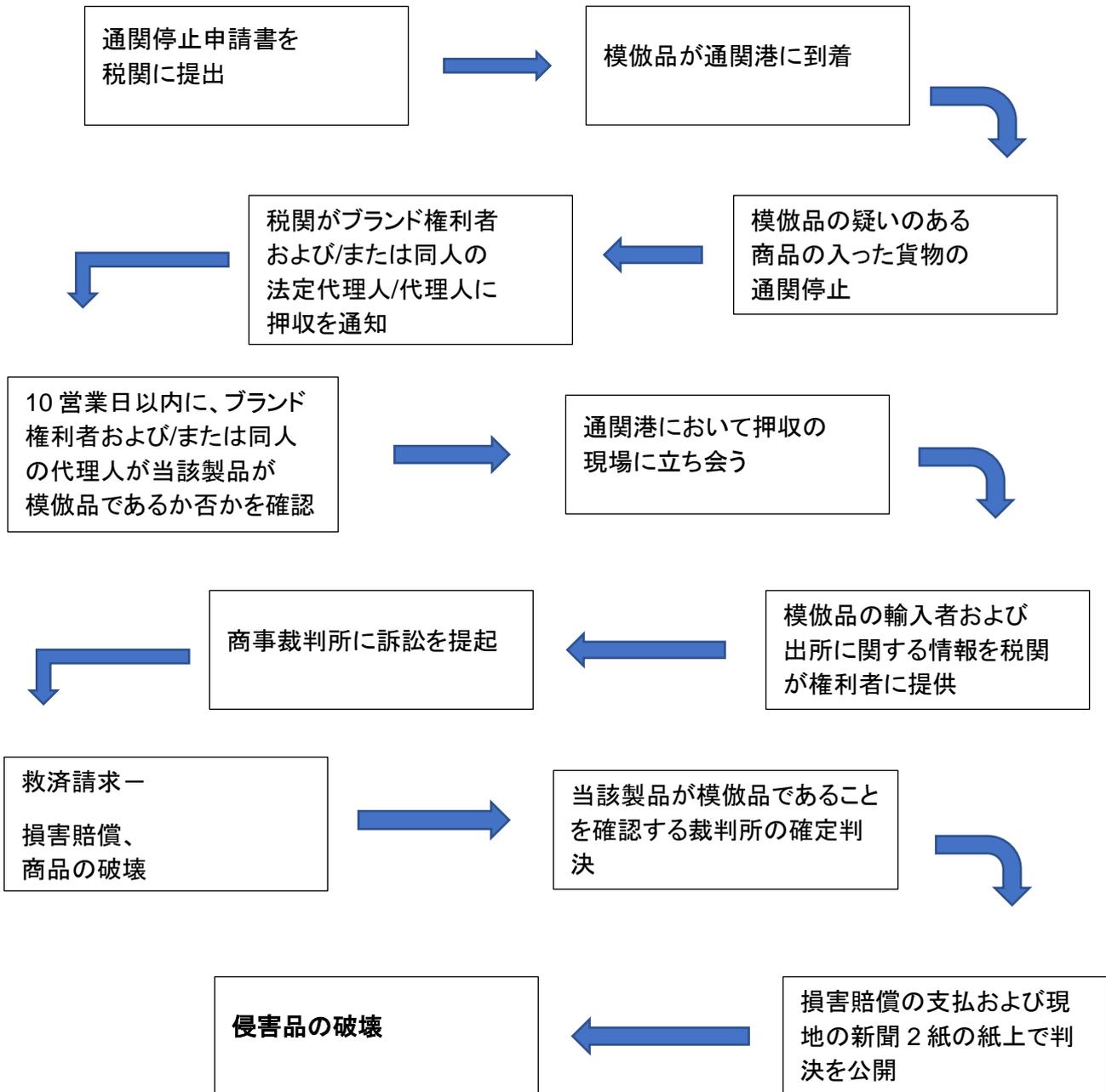
税関と協力して通関の停止または通関停止の対象となった商品の押収を進め、管轄裁判所に本訴を提起するためには、以下の文書が提出されなければならない。

- モロッコ領事館による認証または公証人による公証を得た委任状(POA)。署名者(委任者)の氏名および肩書を記載すること
- POAの署名者が正当な権限を有する代表であることを証明する文書(公証または認証を要する)
- 関連の商標の登録証明書の謄本(モロッコ国内の商標局から入手したもの)
- **注記:**上記の文書は、宣誓の上でフランス語またはアラビア語に翻訳されるものとする

裁判所が権利者に有利な判決を言い渡した場合、その判決が執行され、侵害品は侵害者の費用負担により廃棄されることになる。侵害者が損害賠償の支払を命じられる場合もある。支払われる損害賠償の額には幅があるが、50,000 ディルハムから 500,000 ディルハムの範囲に収まるだろう。具体的な賠償額は裁判官の裁量に従う。

通関停止申請及び模倣が疑われる商品の押収の前後に、税関での手続及び裁判手続に要する公定手数料を明示することはできない。これらの手数料は、留置される商品の数量と価額に応じて、ケース・バイ・ケースで異なってくるからである。

手続フローチャート



5.5 税関の内部情報の共有(データベース)

手続の改善、戦略の開発、複数の税関による関連情報や押収データの交換を支援するためには、税関の内部に蓄積された情報をすべての利害関係者と共有することが肝要である。こうした情報の共有は、世界税関機構(WCO)⁶や WCO の地域情報連絡事務所(RILO: Regional Intelligence Liaison Offices)のグローバルネットワークを通じて、違法な商取引に関する警戒情報を世界中の税関コミュニティと分かち合うことによって行われる。RILO は世界的な情報ネットワークであり、世界各地の 11 か所に事務所を構え、WCO の 6 つの地域全域を実質的にカバーしている。この 6 地域とは、モロッコが含まれる北アフリカ・中近東地域、西・中央アフリカ地域、東・南アフリカ地域、アメリカおよびカリブ地域、欧州地域、アジア太平洋地域である。

各国の連絡窓口⁷は、国家レベルの既存情報源から情報を収集し、全国のさまざまな法執行機関および法執行サービスと協力して、国家レベルと地域レベルをつなぐ架け橋となっている。⁸ GRM(Global RILO Meeting)が開催されており、その主な目的は、グローバル RILO ネットワークの任務の効果的な実行と発展を監督し、戦術面・作戦面の問題について話し合い、それらの問題に対する共通のアプローチを見出し、各地の RILO の間で見解、経験およびベストプラクティスの交換を推進することである。GRM は、ネットワーク内活動の発案や調整を行い、ネットワークに関係する方針や法律問題について協議するためのプラットフォームでもある。

5.6 税関による国境管理の実際の運用

共同国境管理

近年、世界、地域および国の境界管理と法執行面の協力の円滑化を図るため、国際貿易センター(ITC)、世界銀行グループ(WBG)、世界貿易機関(WTO)ならびに他の少数の利害関係者が、共同国境管理のプロセスを積極的に実施している。これに参加しているのは

⁶ 世界税関機構は、ブリュッセル(ベルギー)に本部を置く政府間組織である。

⁷ 各国の連絡窓口(NCP)は、RILO が地域レベルでの活動を可能にする基本的な構成要素となっている。

⁸ RILO への加入を希望する税関は、WCO 副議長に関連の WCO 地域を通知すると、副議長が当該地区の事務局長に入会の同意を求めることになる。最後のステップとして、加入を希望する税関が附従契約書に適宜調印する。

以下のような組織である：EU - Integrated Border Management; World Bank - Collaborative Border Management; OSCE - Comprehensive Border Management; WCO - Coordinated Border Management; WTO - Border Agency Coordination。

残念なことに、アフリカ大陸はいまだに模倣品の主力市場の一つであり続けている。日々成長し、変化しつつあるこの大陸では、無体財産はまだ最低の保護しか受けられない状態に留まっている。国境管理の改善を図る試みの中で、多くの国の法域が税関に関する新たな法規を導入している。モロッコの場合、そのような新法の優れた例として、工業所有権の保護に関する法律第 17-97 号を改正する法律第 23-13 号が挙げられる。この法律では、模倣や著作権侵害を取り締まるための工業所有権の強化が含まれている。たとえば、通関停止申請書を中央の税関に提出することにより、モロッコの出入国窓口となるすべての通関港において、既に取得された権利を侵害する可能性のある製品の通関停止を求めることが可能である。⁹

税関は、国際的な「境界」を管理している。その結果として、税関によって管理されている港および/または国境検問所を通過するすべての製品の流れが税関の管理下にある。税関は、違法な商取引に対処するための包括的な知識や専門的な技能を備えているため、模倣品との戦いの最前線にあって最初の防衛拠点となる。

先に述べたように、模倣の疑いのある商品が通関港に出現した時点で、それらは直ちに税関によって通関を差し止められ、押収される。

国境管理の主要な目標の一つは模倣品の取締りにおいて最善の結果を保証することで、そのためには様々な機関や当局が巧みに協働していく必要がある。

⁹参照文献：Jean-Philippe AKANI and Franck SOUTOUL, New Moroccan border control measures, 2019 年 2 月 7 日付。以下のサイトにて閲覧可：Available at <http://www.inlex-africa.com/new-moroccan-border-control-measures/>。最終アクセス日：2019 年 12 月 19 日

5.7 典型的な成功例と失敗例ならびにそこから得られる教訓

モロッコは、模倣医薬品の密輸入に関する問題で記事の題材にされてきた国であり、ごく最近の 2018 年になっても、模倣医薬品による中毒の事例が毎年およそ 15,000 件も報告されているという報道があった。¹⁰

だが、モロッコが自国の知的財産制度 (IPR) の改善において長足の進歩を遂げており、中には模倣品の製造販売の取締りや 2011 年に多国間条約である「模倣品・海賊版拡散防止条約」(ACTA)¹¹ に署名したことが含まれていることを考えれば、モロッコがこの種の問題の解決に成功する確率はかなり大きくなっている。

国境管理が直面している課題は、模倣品取締りに関する意識をもっと高める必要があるということだ。より良い法的枠組みや手続を実施することも必要である。知的財産権に関する明確なリスク指標が存在しないという事実が、次第に大きな悩みの種になりつつある。恒常的な円滑化と支援を図るためには、知的財産権を専門に担当するチームを税関の中に設置する必要がある。政府当局と産業界との協力関係の強化も必要だ。官民の良好な関係を発展させ、それを維持するためである。

データ交換の質を向上させ、民間セクターと協力して、国境を越えたデータ交換を改善するための新たな手段を開発する必要がある。

¹⁰ Safaa Kasraoul, *Counterfeit Medicines Cause 15,000 Poison Cases in Morocco Annually*, 2018 年 2 月 24 日付。以下のサイトで閲覧可。<https://www.moroccoworldnews.com/2018/02/241278/counterfeit-medicines-cause-15000-poison-cases-morocco-annually/> 最終アクセス日: 2019 年 9 月 20 日。

¹¹ 模倣品・海賊版拡散防止条約は、知的財産権の執行に関する国際基準を確立することを目的として提案された多国間条約であり、オーストラリア、カナダ、日本、韓国、モロッコ、ニュージーランド、シンガポールおよび米国が調印している。

6. 警察による知的財産権の執行

6.1 適用法規

警察による知的財産権の執行に適用される法規としては、「1962 年刑法」の改正法、「2002 年刑事訴訟法」、「工業所有権の保護に関する法律第 17-97 号」(法律第 31-05 号 (2006 年 2 月 20 日付 BO5397))により改正・補足)がある。

モロッコの法制度では、犯罪によって損害を被った当事者について、私人当事者として刑事裁判の場で賠償を請求するか、自ら民事裁判所に訴訟を提起するかのいずれかを選択する権利を認めている。

モロッコ刑事訴訟法によれば、国際協力事案については国際条約が国内法に優越する。モロッコ刑事訴訟法(第 VII 編第 III 章)の一般規定には、身柄引き渡しに関する規定が含まれており、それら一般規定は 2 国間または多国間の条約によって規定されていない事項に適用される。

モロッコは、自国の法執行機関と外国の法執行機関による広域捜査網の存在を認めている。モロッコは国際刑事警察機構に加入しており、技術面での協力や安全保障・情報交換の分野における協力を定めた一連の国際条約(2 国間協定と多国間協定を含む)にも加入している。これらの法的取り決めには、省庁レベルおよび国家行政レベルで取り交わされた了解覚書が含まれる。

6.2 押収の対象となる模倣品の例

税関による知的財産権の執行において差止られた模倣品と同様のものが、警察による知的財産権の執行でも押収されている。

6.3 強制捜査の手続

強制捜査の手続についていえば、模倣/侵害が通報されるか市場で目撃された場合、知的財産権者または同人の代理人によって告訴状が作成され、事件に関する捜査指示を司法警察または王室憲兵隊¹²(当局)に与える検察官に提出される。知的財産権が絡む事件では、侵害品/模倣品に関する情報が当局に提供される。知的財産権者または同人の代理人が当局のもとに出頭し、侵害者および侵害品に関する情報をすべて提供する。これは検察官に告訴するのと等しい行為である。その結果、侵害者の施設の強制捜査が実施され、侵害品/模倣品は押収されることになる。侵害者が結果的に逮捕されることもある。

検察官、司法警察または王室憲兵隊への告訴には、以下の文書が必要となる。

- 適正な署名がなされた認証済みの委任状(POA)
- 関連の商標の登録証明書の謄本(モロッコ国内の商標局から入手したもの)

6.4 警察の実際の活動

王室憲兵隊は様々な部署から構成されている。憲兵隊は機動隊、飛行隊、艦隊に分類され、隊員に施される訓練は、憲兵隊がモロッコ国王軍と肩を並べてモロッコ国境の防衛に積極的に参加することを可能にしている。

モロッコ王室憲兵隊の目的は公共の治安を確保し、秩序を維持し、法の執行を保証することである。

王室憲兵隊は2つの重要な部隊、すなわち陸戦隊および機動隊を擁しており、これらの舞台は異なる役割を担っている。これらの部隊はさらに小さな単位に分割され、モロッコ全土に展開している。上述の小さな単位とは、王室憲兵隊総司令部、陸上憲兵隊、憲兵機動隊、航空憲兵隊、海上憲兵隊ならびに特殊部隊である。特殊部隊の下位部隊には、特に模倣

¹² 王室憲兵隊はモロッコ王国正規軍の主力の一翼を担うものと見なされており、特に農村地区と通信ネットワークの治安維持を担当している。その軍事上の地位から言えば、憲兵隊はモロッコ王国軍の重要な部分を形成している。

取締りを担当する治安維持介入部隊(Security Group and Intervention)が含まれている。

13

6.5 刑事訴訟手続

モロッコにおける刑事訴訟には 3 つの段階がある。第 1 は予備調査および予備捜査の段階で、事件に関係するすべての法執行部門および検察局の監督下にある司法警察の関与が求められる。事件の捜査は、経済犯罪を担当する警察の部署によって行われる。第 1 段階が終了した時点で、検察局は、それ以上の捜査活動を必要としない事件を直接裁判所に付託して口頭審理と判決を求めることになる。新たな証拠が必要とされる場合、検察局は事件を判事に付託し、判事による更なる調査を求める。捜査が終了した時点で、その事件は管轄裁判所に付託され、口頭審理と判決が行われる。

警察/王室憲兵隊により強制捜査が実施された場合、当局は報告書を作成して検察官に提出し、検察官は、事件の本案に基づき、その事案を管轄裁判所に付託するか告発を取り下げるかを決定する。告発が取り下げられた場合、侵害被告/被疑者に対する訴訟が開始されることはない。

6.6 典型的な成功例と失敗例ならびにそこから得られる教訓

警察または王室憲兵隊によって実施される強制捜査は成功することが多く、この種の事例における失敗率は極めて僅少である。

最近の例を挙げれば、モロッコ北東部の都市フェスの警察が内務省国土監視総局(DGST)とともに模倣品のアルコール飲料を所持していた 2 人組を逮捕している。¹⁴ この事件では問題の模倣アルコール飲料が押収されただけでなく、逮捕された 2 人組は向精神薬の販

¹³ 特殊部隊の下位部隊としては以下の 4 つが存在する:儀仗部隊;航空部隊;治安維持介入部隊;訓練部隊。

¹⁴ Morocco World News *Police in Fez Arrest Couple in Possession of 2,040 Psychotropic Pills* 2019 年 8 月 23 日付。以下のサイトで閲覧可: <https://www.moroccoworldnews.com/2019/08/280957/police-in-fez-arrest-couple-in-possession-of-2040-psychotropic-pills/> 最終アクセス日:2019 年 9 月 20 日

売も行ってた。この種の事案では複数の犯罪が併発していることが多いため、警察は、手荷物を検査する際には警戒しなければならないことを重々承知している。

7. 司法による救済(民事訴訟)

7.1 適用法規

民事訴訟および刑事訴訟による司法上の救済(知的財産権者が勝訴した場合に得られる)について適用される法としては、以下のようなものが挙げられる:刑法(1962年11月26日付(イスラム暦1382年6月28日)の国王布告第1-59-413号により公布);「工業所有権の保護に関する法律第17-97号」(法律第31-05号(2006年2月20日付BO5397)により改正・補足);「知的財産権強化のための国境措置に関わる新税関規則に関する2006年4月1日付省令第4994/410号」。

7.2 訴訟、管轄権、訴訟費用および証拠の収集

告訴状が提出され、適切な権限を有する代理人が王室憲兵隊のもとに出頭した後、検察官は密輸について侵害者を追及し、密輸罪について起訴することができる。以上の手続には税関も関与することがある。同じ事案について民事訴訟を提起することも可能である。

これらの訴訟について管轄権を有するのは、第一審裁判所、控訴裁判所および破棄院である。模倣品の製造者または模倣品取引に従事していると認定された人物から押収した模倣品が留置されている場合、訴訟手続は以下のようなものとなる。

オプション A

緊急の申立書が作成され、商事裁判所(カサブランカ商事裁判所)の所長に提出されると、所長は、侵害品のサンプルを得るため、侵害品が販売されている場所として指定された施設または販売拠点に宣誓した廷吏が出向いて試験的に商品を購入し、侵害品の写真を撮影し、当該施設で発見された商品を真正品と比較することを許可する旨の決定を発行する。

その後、廷吏は当該事案に関する報告書を作成することになる。知的財産権者に有利な判決が下された場合、権利者は自らの選択に従って侵害品を廃棄せしめることができる。

オプション B

オプション B では、上のオプション A の手続に加えて、押収品を模倣品と宣言し、破壊するために、保証金を裁判所に支払わなければならない。保証金の額は裁判所の所長の査定に従う(一般に、押収された製品の数量とその販売価格に応じて決定される)。保証金額が権利者に伝えられた場合、権利者は直ちにその金額を支払うものとする。原告/権利者に有利な判決が示された場合、この保証金は返還される。

オプション B の場合、さらに、原告(権利者)は、侵害者に対する暫定的差止命令の発行を求める訴訟を提起し、判決が言い渡されるまで暫定的に侵害品の製造および/または販売を一切中止するよう指示した命令の発行を裁判所に請求する権利を有する。この手続についても、裁判所への保証金の預託が別途要求されることがある。こちらの保証金も、権利者に有利な判決が示された場合には返還されることになる。差止命令を求める訴訟を提起する場合、訴の根拠となる事実を権利者が知ってから最大 30 日以内に訴訟が開始されなければならない。小売り拠点に対しては差止命令を求める訴訟提起のステップまでは必要ないと思われる。

廷吏の報告書が侵害行為の証拠として利用されるという点を念頭に置いて、廷吏が侵害の現場を視察した日から起算して所定の期間(30 日)が経過する前に、本案について訴訟を提起し、模倣者に対して模倣品の販売停止、模倣品の破棄、現地紙の紙上での判決公開を命じるよう裁判所に請求し、自らが被った不利益に対する損害賠償を請求すべきである(損害賠償の最低額は 50,000 ディルハムで、米ドルに換算しておよそ 5,550 ドルに相当する。権利者は、自らが現実に被った損害の補償に加えて、損害賠償の算定時に考慮されていなかった違法な活動に帰すべき利得を請求できる可能性がある。暫定的差止命令を行う場合、請求金額の一定割合を裁判所に支払い、裁判所に会計士の選任を請求することになる。選任された会計士は、宣誓の上で、侵害行為の結果として相手方が取得した利益全体の監査を行う。これに関連して、裁判所が請求額を全面的に認めるとは限らないという点に留意されたい。権利者に与えられる損害賠償額が請求額を下回ることもある。

その場合、損害賠償に関して、暫定的差止命令を選んだことで追加コストが発生する結果となる。)

証拠はすべて、王室憲兵隊が収集したものや、訴訟提起の段階または口頭審理の過程で原告および/または被告側の弁護士によって収集されて提出されたものである。

7.3 典型的な成功例と失敗例ならびにそこから得られる教訓

モロッコは知的財産権の認知および執行の改善において長足の進歩を遂げており、その中には模倣品の製造販売の取締りや 2011 年に多国間条約である「模倣品・海賊版拡散防止条約」(ACTA)に署名したことが含まれている。そのためモロッコがこの種の問題の解決に成功する確率はかなり大きくなっている。

8. 知的財産保護に関する行政機関の連絡先詳細

8.1 著作権当局¹⁵

| | |
|------------|--|
| 管轄機関 | モロッコ著作権局 |
| ウェブサイトアドレス | http://bmda.ma/ |
| 住所 | 6, Rue Mohamed Jazouli B.P. 35, Rabat |
| 電話番号 | (212) 537 72 62 80 (212) 537 72 62 81 (212) 537 76 90 42 |
| E メールアドレス | bmda@menara.ma bmda11@menara.ma info@bmda.org.ma |
| 最高責任者の役職名 | Directeur général par intérim (局長代理) |
| および氏名 | Mohammed Benhsain 氏 |

8.2 工業所有権当局

| | |
|------------|---|
| 管轄機関 | モロッコ工業所有権庁 (OMPIC) |
| ウェブサイトアドレス | http://www.ompic.ma/fr |
| 住所 | R.S. 114 Km 9,5 Route de Nouasseur - Sidi Maârouf Casablanca Morocco |
| 電話番号 | (212) 5 22 58 64 00/10 (212) 5 22 58 64 14 (212) 5 22 58 64 18 (212) 5 22 58 64 22 |

¹⁵ https://www.wipo.int/directory/en/contact.jsp?country_id=109 最終アクセス日：2019年8月22日

E メールアドレス benrazzouk@ompic.ma

最高責任者の役職名および氏名 Directeur Général(長官)

Larbi Benrazzouk 氏

8.3 植物品種保護当局

管轄機関 国家食品安全衛生局(種苗管理課)

ウェブサイトアドレス <http://www.onssa.gov.ma/fr/controle-des-semences-et-plants/protection-des-obtentions-vegetales>

住所 Sidi I Hafiane Cherkaoui Street

BP 1308 Rabat-Institutes

Guich - Rabat

9. 参照文献

国内法

1. 工業所有権の保護に関する法律第 17-97 号(法律第 31-05 号および第 23-13 号により改正)ならびに工業所有権の保護に関する法律第 17.97 号を施行する 2004 年政令第 2-00-368 号(2006 年政令第 2-05-1485 号により改正)
2. 著作権および著作隣接権に関する法律第 2-00 号(法律第 34-05 号により改正・補足)
3. 植物新品種の保護に関する法律(1997 年法律第 9-94 号)
4. 植物新品種の保護に関する法律第 9-94 号を実施するための政令(2002 年政令第 2-01-2324 号)
5. 2006 年植物新品種の保護に関する法律
6. 植物新品種の保護に関連して農業省が提供する役務の報酬に関する政令(2002 年政令第 2-02-2325 号)
7. 植物新品種の保護に係る各種行政事項に関する指令(2002 年指令第 1576-02 ~1581-02 号)

国際法

1. 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS)
2. 世界貿易機関(WTO)を設立する協定
3. 世界知的所有権機関(WIPO)を設立する協定
4. 特許協力条約(PCT)
5. 特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約
6. 植物新品種保護国際同盟(UPOV)
7. WIPO 著作権条約(WCT)
8. 実演およびレコードに関する WIPO 条約
9. 工業所有権の保護に関するパリ条約
10. 文学的および美術的著作物に関するベルヌ条約
11. 工業意匠の国際登録に関するハーグ協定

12. 標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書
13. モロッコ-米国自由貿易協定

アクセスしたウェブサイト

1. <https://wipolex.wipo.int/en/legislation/profile/MA> (アクセス日:2019年8月22日)
2. <http://www.ompic.org.ma/en> (アクセス日:2019年8月20日)
3. <https://wipolex.wipo.int/en/text/432300> (アクセス日:2019年8月22日)
4. <http://www.ompic.org.ma/en/content/filing-patent-morocco> (アクセス日:2019年8月22日)
5. <https://wipolex.wipo.int/en/text/432300> (アクセス日:2019年9月17日)
6. <http://www.agip.com/news.aspx?id=6100&lang=en> (アクセス日:2019年9月17日)
7. https://www.die-gdi.de/uploads/media/DP_27.2017.pdf (アクセス日:2019年9月17日)
8. <https://www.africanlawbusiness.com/specialreport/morocco> (アクセス日:2019年9月17日)
9. <http://www.vonseidels.com/patent-info/morocco/>(アクセス日:2019年9月18日)
10. http://www.agip.com/UploadFiles/Countries_Services/150_Morocco/Morocco_new.pdf (アクセス日:2019年9月18日)
11. <https://www.ip-coster.com/IPGuides/patent-morocco> (アクセス日:2019年9月18日)
12. <https://www.export.gov/article?id=Morocco-Distribution-and-Sales-Channels> (アクセス日:2019年9月23日)
13. <https://www.export.gov/article?id=Morocco-Infrastructure> (アクセス日:2019年9月23日)
14. <https://www.epo.org/news-issues/news/2018/20180509.html> (アクセス日:2019年9月23日)
15. <https://www.epo.org/news-issues/news/2015/20150313.html> (アクセス日:2019年9月23日)

16. https://www.upov.int/members/en/pvp_offices.html (アクセス日:2019年9月25日)
17. http://www.onssa.gov.ma/fr/images/controle_semences/procedure-depot-demande-protection.pdf (アクセス日:2019年9月25日)
18. <https://www.inta.org/INTABulletin/Pages/MOROCCOUpdatingIPLaws.aspx> (アクセス日:2019年9月27日)
19. Jean-Philippe AKANI and Franck SOUTOUL, New Moroccan border control measures, (2019年2月7日付) Available at <http://www.inlex-africa.com/new-moroccan-border-control-measures/> (アクセス日:2019年12月19日).

付属書 A

工商業所有権に関してモロッコ当局が提供するサービスの価格表(税込み)

2012年6月21日付の決定第06/2012号による料金

(2012年10月1日より適用。2017年10月1日および2019年9月2日付で改定)

特許

| | 料金 | 割引料金¹⁶ |
|-----------------------------------|-----------|--------------------------|
| 出願料 | 1 200.00 | 900.00 |
| 特許性に関する調査報告および見解書 | 9 600.00 | 7 200.00 |
| 送達物の交付を受ける権利 ¹⁷ | 1 200.00 | 480.00 |
| 出願または特許のクレーム(アラビア語またはフランス語の翻訳)の公開 | 1 200.00 | 480.00 |
| 特許出願または特許の公開 | 1 200.00 | 900.00 |
| | 料金 | 割引料金¹⁸ |
| 年金: | | |
| 2年目 | 1 200.00 | 240.00 |
| 3年目 | 1 200.00 | 240.00 |
| 4年目 | 1 200.00 | 240.00 |
| 5年目 | 1 200.00 | 240.00 |
| 6年目 | 1 920.00 | 480.00 |
| 7年目 | 2 400.00 | 600.00 |
| 8年目 | 2 880.00 | 720.00 |
| 9年目 | 3 360.00 | 840.00 |

¹⁶ 国内または外国(PCTに基づく料金の減免を享受する国)の自然人、大学、教育機関および中小企業(中小企業認可状の基準に従う)に適用される料金。

¹⁷ この料金は、法律第17-97号の改正の発効後に適用される。

¹⁸ 国内もしくは外国(PCTに基づく料金の減免を享受する国)の自然人、大学、教育機関および中小企業(中小企業認可状の基準に従う)に適用される料金。

| | | |
|---|------------------------------|------------------------|
| 10年目 | 4 800.00 | |
| 11年目 | 7 200.00 | |
| 12年目 | 7 200.00 | |
| 13年目 | 7 200.00 | |
| 14年目 | 7 200.00 | |
| 15年目 | 7 200.00 | |
| 16年目 | 12 000.00 | |
| 17年目 | 12 000.00 | |
| 18年目 | 12 000.00 | |
| 19年目 | 12 000.00 | |
| 20年目 | 12 000.00 | |
| 各年度に関する更新料の納付が遅延した場合： 1か月あたり | 年金額の25%（最低額は240） | |
| 権利回復料 | 延納の権利に加えて支払われる年間権利料の 100% | |
| 10項目を超えるクレームに関する追加料金 | 480.00 （クレーム1項目あたり） | 192.00 （クレーム1項目あたり） |
| 特許付与手数料 | 4 800.00 | 3 600.00 |
| 付与された特許のページ当たりの追加料金 | 12（1ページあたり） | |
| 改正・補足された法律第17-97号の第17-2条 に定める保護期間の延長請求 | 48 000.00 | |
| 特許回復料 | 2 400.00に未払いの更新料を加算した額 | |
| 手続続行を求める請求その他これに類する請求 | 続行請求の対象となる手続の通常料金額の50% | |

意匠および産業モデル

| | 料金 | 割引料金 ¹⁹ |
|---------------------------------|------------------------|--------------------|
| 出願料(5個まで) | 960.00 | 720.00 |
| 5個を超える場合の出願につき、超過5個ごとに適用される料金 | 960.00 | 720.00 |
| 更新料(5個まで) | 960.00 | 720.00 |
| 5個を超える場合の更新申請につき、超過5個ごとに適用される料金 | 960.00 | 720.00 |
| 各年度に関する更新料の納付が遅延する場合:1か月あたり | 年金額の25%(最低額は240) | |
| 手続続行を求める請求その他これに類する請求 | 続行請求の対象となる手続の通常料金額の50% | |

商標または役務商標

| | 料金 | 料金 ²⁰ |
|-----------------------------|------------------------|------------------|
| 出願料(類1個まで) | 2400.00 | 864.00 |
| 追加される類1個あたり | 480.00 | 360.00 |
| 更新料(類1個まで) | 2400.00 | 1800.00 |
| 追加される類1個あたり | 480.00 | 360.00 |
| 各年度に関する更新料の納付が遅延する場合:1か月あたり | 年金額の25%(最低額は240) | |
| 手続続行を求める請求その他これに類する請求 | 続行請求の対象となる手続の通常料金額の50% | |

¹⁹ この料金は、オンラインにより支払う場合の正味価格である。オンライン支払に伴う手数料(オンライン運用者の手数料や証明・認証を管理する者の手数料)は含まれていない。

²⁰ この料金は、オンラインにより支払うべき正味価格である。オンライン支払に伴う手数料(オンライン運用者の手数料や証明・認証を管理する者の手数料)は含まれていない。

商業名

| | 料金 | 割引料金 ²¹ |
|-----|--------|--------------------|
| 証明書 | 210.00 | 126.00 |

権利付与後の運用

| | 料金 | 割引料金 |
|----------------------------------|---------------------------|--------------------------|
| 商標登録出願に対する異議申立(異議を申し立てる類が1個の場合) | 2 400.00 | 1 800.00 |
| 商標出願の1個以上の類に対する異議申立(追加される類1個あたり) | 720.00 | 480.00 |
| 異議申立手続の延長請求 | 2 400.00 | 1 800.00 |
| 手続続行を求める請求その他これに類する請求 | 続行請求の対象となる手続の通常料金額の50% | |
| 国家登録簿登録料 ²² | | |
| - 名義・氏名、住所、法的形態の変更登録 | 請求1件あたり480 (上限は12,000) | 請求1件あたり360 (上限は9,000) |
| - 権利の譲渡、修正または権利に影響を及ぼす事項の登録 | 2 400.00 | 1 800.00 |

地理的表示および原産地名称

| | 料金 | 割引料金 |
|----------|----------|----------|
| 保護を求める申請 | 1200.00 | |
| 異議申立 | 2 400.00 | 1 800.00 |

²¹ この料金は、オンラインにより支払うべき正味価格である。オンライン支払に伴う手数料(オンライン運用者の手数料や証明・認証を管理する者の手数料)は含まれていない。

²² 特許の追加証明書を求める出願の提出、放棄、訂正、切り替えの後でなされる行為。

刊行物

| | 書籍版料金 | デジタル版料金 | 割引料金 ²³ |
|--------------------|--------|---------|--------------------|
| 公式特許目録(月刊) | 1冊 480 | 1冊 240 | 無料 |
| 公式商標目録(隔月刊) | 1冊 480 | 1冊 240 | 無料 |
| 意匠および産業モデル公式目録(月刊) | 1冊 480 | 1冊 240 | 無料 |

送信権²⁴:

| | 料金 | 割引料金 ²⁵ |
|------------|-----|--------------------|
| 特許 | 600 | 300 |
| 商標 | 300 | - |
| 意匠および産業モデル | 300 | - |

²³ この料金は、オンラインにより支払うべき正味価格である。オンライン支払に伴う手数料(オンライン運用者の手数料や証明・認証を管理する者の手数料)は含まれていない。

²⁴ 送信権とは、国際出願が受理され、そのコピーが国際事務局および国際調査を担当する監督官庁に送達され、当局が受理官庁としての資格で国際出願に関して指示された他の作業をすべて遂行した時点で課される料金のことである。

²⁵ 国内もしくは外国(PCTに基づく料金の減免を享受する国)の自然人、大学、教育機関および中小企業(中小企業認可状の基準に従う)に適用される料金。

[特許庁委託事業]

モロッコの知的財産制度およびその運用に関する調査

2020年3月発行

[作成協力]



[発行・編集]

独立行政法人 日本貿易振興機構

ドバイ事務所

知的財産権部

TEL: +971-4-5645878

E-Mail: dubai_ipr@jetro.go.jp



本報告書は、日本貿易振興機構が2020年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことをあらかじめお断りします。